

監獄雜誌



第七卷第九号

目録

● 論説	(一頁)
● 坂垣内相の辭職は監獄問題に關係なし	
● 監獄則の改正に就きて希望を述べ	佐川 廣
● 監獄改良論第八回(前々號の續)	(七頁)
● 歐米監獄叢書	
● 在歐小河滋二郎氏よりの通信(三件)	(十四頁)
● 特別寄書	不平庵主人
● 内相交迭と監獄の前途	(十六頁)
● 雜録	
● 監獄則施行細則改正案と云ふに就て	
● 監獄參議に就きて	
● 女監取締の服装改正は如何	吉田 徳太郎
● 新入出監者の監房別異に就て	
● 戒護看守と囚人との私語を警む	
● 司獄官吏の多辯	
● 女監取締長を窓に閉じられたし	都 西 樓主人
● 刑法に就ての獨演談(前號の續)	(二十七頁)
● 監獄法令	
● 臺灣法令及び内務省訓令第七號附屬表	(二十八頁)
● 叙任及辭令	
● 數十件	(三十七頁)
● 應答	
● 數十件	(四十一頁)
● 雜報	
● 數十件	(四十四頁)
● 寄書	
● 十數件	(五十六頁)
● 監獄彙報	
● 數件	

警察監獄學會發兌

● 寄書規定

- 第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙、美濃紙の内を以一行(若くは二)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし
 - 第二 質疑、應答の外は一頂毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御認めあらんとを乞ふ
 - 第三 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め欄外に御認め相成たし
 - 第四 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるへし
 - 第五 毎月二十日前(十二月は特に十五日前)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すへきものと御承知被下たし
- 質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

● 警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字 内務省警保局長 小野田元熙君序文
 司 法 次 官 清 浦 奎 吾君序文 帝國大學法科大學長 穗 積 陳 重君序文
 神奈川縣知事 中野 健 明君序文 教授法學博士 都 筑 馨 六君序文
 静岡縣知事 小松原 英太郎君序文 多事官文 學士 久 米 金 彌君序文
 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著 内務省參事官文學士 久 米 金 彌君序文

監 獄 學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司 法 次 官 清 浦 奎 吾 君序文 内務省備獄務顧問 故フラン、ゼー、パツハ君序文
 東京集治監典獄 石澤 謹吾 君序文 内務書記官文學士 久米 金彌 君序文
 前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎 君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯
宇川 盛三郎君序文

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原 英太郎君序文 內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字 前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城縣典獄山崎義徳君序文 宮城集治監教誨師藤百智教君著

監內揭示條目辯解

全

監獄雜誌第七卷第九號

論 說

●板垣内相の辭職は監獄問題に關係なし

板垣伯曩きに自由黨總理より入て内務大臣の顯職に就任せられ未だ期月ならざるに内務諸政の改良に傾意せられ就中監獄問題に就ては殊更に意を須むらるゝ所ありと、予輩此報を聞く毎に之を慶祝したり、然るに伯の在官數月ならざるの今日伯の辭職を見る予輩伯の爲め將た斯學の爲め遺憾尠からず、是れ乍併離合集散は政變の常態にして内務大臣の一進一退素より予輩の關する所にあらずと雖も伯か今回辭職の爲め折角今日迄將に風説より事實に遷移せんとする三四緊要の監獄問題の影法師的に立消に屬せざらんことを只管希望に堪へざるなり、彼の監獄建築費國庫補助法案の如き、看守巡查給助例改正法律案の如き、府縣典獄俸給増加説の如き、進んては現行監獄則改正案の如き目下斯社會の好問題として予輩の熱心希望を屬する所なるにも拘はらず今日以後此諸問題の運命如何と氣支ふものあり、然れども是れ素より杞人の憂にして板垣伯の進退如何に依て此問題の消長すべき性質のものにあらざるを信す、何となれば以上の諸問題は何れも皆時勢の必要に迫られ事實茲に至りしものなれば後任内務大臣に於ても其方針を變せらるゝことなく益々調査を進行せしめられ本期の議會に向て政府より提議せらるゝことは予輩の確く信して毫も疑はさ

る所なりとす、又一方より考ふるも今回野に下られたる板垣伯自身にしても折角今日迄其僚屬に命じ調査せしめられたる監獄改良事業を断然抛擲して顧みざるが如きとなきは勿論、伯が平素の言行を重せらるゝ點よりするも其成效を期するに吝ならざるべく從て自由黨議員亦た同意見を抱持するに相違なきは予輩の茲に斷言して憚からざる所なり若し伯にして然らざらんか伯が就官早々彼の監獄改良問題を利用して一時の名聲を銜ひしとの譏りを免かる能はざるべし伯たるもの恐らく其言責を二にするが如きことなかるべしと信ず監獄當局者たるもの幸に安意して可なり云々

●監獄則の改正に就きて希望を述べ

法は社會の需用に應じて制定するものなるを以て法の進歩が社會の進歩に後るゝことは自然の通則なれども其社會の進歩に後るゝと餘りに久しきに失するときは法の効果は終に得て望むへからざるに至る、現行監獄則が今より十年の昔に在つては實に其制度たりしことは疑ふへくもあらずと雖も、如此監獄事業に進歩を與へたるの今日より觀るときは固より不完全たるを免かれず、去れば監獄則改正の論は早くも三四年の前に於て朝野の間に喧傳せられ活眼なる當局者は亦直ちに之が改正に着手せられたりし、然れども吾人が其發布を待ちて失望したることは管に三四に止まらず何ぞ其發布せらるべくして而して其運ひに至らざるの久しき、かく時日を遷延せば規則は益々時世後れとなりて實際と相背馳し之が爲め其任に在るものをして實務上に滯滞を來さしめ隨ひて其改良上にも莫大なる影響を及ぼさんことを畏る、願ふに我邦獄事改良の聲は廿七八年の日清交戰以前に於て最も其熱度を高め、爾來日を逐ふて其聲の冷下するの傾向あるは蓋し本則の改正をして躊躇せしむるの一大理由たらずんばあらざるなり、然れども時世の進歩は豈世人の口頭を待たんや今や該正さに熟し稿已に成ると、其体裁の如何は固より余輩草莽の士の能く知る所にあらざるなり、唯た余は想ふ此數年の永き月日絶へず當局者の腦裏に於て練りに練りたる草案は其之を施行するのの上に於て固より遺憾なかるべきを信ずと雖も尙茲に余輩一二の希望を述べも亦取て無益の業に非ざるべきを、

余輩の新監獄則に對して最も切望に堪へざるものは刑事被告人及別房留置人の懲罰なりとす、現行獄監則は之に關して一の規定だもなきを以て些個の制裁を加ふること能はず爲めに監獄内の規律を紊すこと尠少に非ざるは親しく當局者の知る所なり、今現行監獄則が刑事被告人の懲罰に關し舊監獄則の所定を削除したる理由を稽ふるに被告人に對する懲罰を設け置くときは或は看守押丁の憤懣を慰するの具となり被告人をして徒らに苦痛を感じしむるのみならず且其之れを待遇するの主旨に悖るの恐れありとするものゝ如し蓋し刑事被告人は無罪純白視すべくてふ泰西心醉者流の新語に胚胎するものにして所謂一個の學者論たるに過ぎざるなり、凡そ人衆の相合して一團となる能く其秩序を維持し能く其規律を保たんと欲せば其間特殊の規定を設け又之を執行する爲め相應の制裁を加へざるべからざるや必せり彼の學校の校則に於ける會社の社則に於ける皆然らざるはなし拘置監獄獨り取締法なくして可ならんや苟くも監獄の秩序を紊り監獄の規律を損ふの罪は何ぞ既未決に依りて差異を生ずるの理わらんや然かも尙規律は勵行すべし制裁は加ふ可からずと云ふに至つては之豈難を人に責むるものにあらずして何ぞ、熟ら刻下の狀況を觀察するに當局者の注意は一方ならざるにも拘はらず動もすれば拘置監の規律は保ち難く往々治罪審問の障害を來たすものあるは少くとも被告人懲罰の設けなきに職由せずんばあらず實に之れ現行監獄則中唯一の不備と謂つべし、知らず施行細則第三條の規定を奈何とかする、世人動もすれば被告人に懲罰を科するは被告人の權利を

傷害するものなりとし従て別監に拘禁するか如きを以て一種の制裁として足れり不、論辯するものありと雖も之れ實に権利の何物たるを辨知せず又事の實際に感觸せざる無經驗の口より出づる所なり余輩の希望する所豈如此無實の制裁ならんや

次に別房留置人の懲罰に關しては目下各縣共に僅かに減食の罰を執行しつゝあるもの、如し然れども余は別房留置人に對し現行法規上處罰を執行し得るや否やに付き大に惑ふものなり、刑法附則第三十二條に依り別房に留置するもの監内の諸則を犯すときは監獄則第一百七條に準し處分すへしとは明治十六年太政官達第六十二號の本文にして目下各監獄が別房留置人に懲罰を科するもの蓋し該達の生存を認むるに由るものなるべし然り而して右達が果して監獄則改正後の今日まで尙生存し居るものあるや否やは即ち余輩の疑問とする所なり若し夫れ假りに消滅したるものに非すとせば其處罰方は即ち舊監獄則第一百七條の規定に依るべきは言を俟たざるなり何んとなれば現行監獄則は決して別房留置人の懲罰を認めざればなり而して舊監獄則は實際の必要に適せんとして之に代ゆるに現行監獄則を以てしたるものかり現行監獄則が効力を有するの時は即ち舊監獄則が廢罷せられたるの時なり然るに今にして現行法の認めざる而かも効力なき舊監獄則の規定を準用せんとするは固より事理に適するものに非ざるなり然れども余は今現行法規の上に於て果して之を執行し得るや否やは斷言せずと雖も兎に角現行監獄則が其規定を明かにせざるの一事は以て此數の疑義を惹起せしむるの原因となるを以て新監獄則には其明文を掲げられんことを希望するものなり

次は又刑事被告人及無定役囚の運動時間は一時間以内とある監獄則施行細則の規定は甚だ漠然たるより毎日十分若しくは十五分の少時間運動を許すが如き向きもなきにあらざるやに聞く斯く少時間の運動にては

何の利益もなきなり且甚しきに至ては雨天には全く運動を許さざる所なきにあらすど之れ職ら一時間以内とある規定の漠然たるに由らすんばあらず余は之れを三十分以上一時間以内と改定せられんことを切望す蓋し十分時又は十五分時の運動にては該規定の精神を貫く能はざること理の視易き所なればなり此外尙は余輩の希望をして満足せしめんと欲するもの一にして足らずと雖も余は從來本誌上に於て個々の意見を述べたることを以て今其重複せんことを恐れ茲に筆を擱むることゝなす

以上は固より大綱領に過ぎずと雖も此綱領にして卑見の如く改正せられんことは獨り余輩の望む所のみならず亦監獄社會全般の望む所なるべし些か記して新監獄則の安生を禱る

●監獄改良論第八回 (前々號の續)

●組織第四教誨師撰擇

佐 川 環

教誨は何等の人種を撰擇して適當なるべきや吾輩は之れに先つて教誨は何等の主義に依るべきかを決定せざるべからず教誨主義を決定するに先つて教誨の目的果して何點にありやを決定せんと思ふなり

抑囚人は社會的人的なりや非社會的人的なりや其之れに施行する教誨は世間的なりや若くは出世間的なりや囚人の社會的なること固より論を待たざるなり囚人果して社會的からん歟其教誨も亦世間的なるべきは亦固より其所なり

何を囚人は社會的人的なりと云ふや謂はく彼等犯罪てふ符牒を成形上に與ひられたるが爲めに監獄てふ殊異の境遇に刑罰の執行てふ檢束を受けつゝある者なれども實を尅すれば依然たる社會的同胞兄弟姉妹たる本性に於て失ふ所なきを以て一旦符牒を脱却せば即ち是れ社會的相愛の有縁にして佛家所云同業所感の生

類即是れなり然るに彼等環境の諸欲に誘はれ心源忽ち濁亂し行爲頓に顛倒し一たび社會の正線を犯したるの故を以て法庭の宣言に因て即監獄てふ物体の内に繋かれたればとて國民てふ本籍を脱したるに非らざ兄弟たる情誼を失ふべからず若し夫れ犯罪を以て社會的病患なりとせば監獄は即社會的病者を規避し若しくは治療する所の病院にして病患既に癒ゆれば人的は直ちに退院せざるべからず抑教誨師は犯罪的病者を根本的に治療する心的醫師にして他の獄吏とは大に其趣を異にせるなり

第一教誨の目的 教誨の目的は他に非らず現在の犯罪を治して未來に復た犯罪てふ非行を止め社會的的人的となり益品性を高崇にし社會的健康を長すること恰も病患を病院に全治して退院の後愈健活なるが如くならざるべからず所云雨降て地堅るの類にして不攝生至極なる遊治郎と一旦大患難治の症に罹り入院治療の後却て健康舊に勝ると均く犯罪者が非行の爲めに入監し刑期間に教誨を聴聞し心的に改善し痛く前過を悔ひ心を以て心を責め滿期放免の曉には止惡の徳義を消極的に固守するのみならず行善の徳義を積極に實施し上は以て天皇の忠臣と爲り國家の良民と化し社會生存の要素として生命の本源となり下は父母に孝道を盡し兄弟に順にして弟妹に愛なる等内外に通じて惡を止め善を爲すは勿論社會に立つて有用の機關となるが如き者を造出するにあるのみ

若し此目的を達せんと欲せば教誨は果して底等の主義に依準すべきか斯事精密に考察研究して誤謬なきを要すべきあり

第二教誨の主義 教誨主義は宗教に依るべきか又は普通道德主義に依るべきか諍論紛々未だ曾て歸着する所を見ず而して吾輩未だ其論者の是非を認めざるなり何となれば普通道義を是とするの論者は定めて非宗教家にして其之を非とするの論者は極て宗教家なればなり是以て己が好む所を是として己が好まざる所を非とするに過ぎず即ち好惡は論定判斷の主となりて是非は即ち之れが客なるが如し故に兩陣相對し鋒尖相接して勝敗を争ふと雖自然の形勢に於て軍勢多き者は目下の勝を奏し凱歌傲然殆んど傍らに敵なきの状況を枉ふも此は是れ形勢上の勝にして真理の勝には非らざるなり中には専門の宗教家にも非らず然かも其身は政界有爲の人士にして軽々判斷し監獄教誨の宗教を可とすべきを宣言し所云非宗教家をして落膽せしむるが如き状態なきに非らざるも吾輩尙は未だ是れに雙手を擧ぐること能はず何となれば其論や未だ十分の研究を盡したりと稱するに足らず況んや將來未經験の前途に對するに於てをや

然れども斯一事は單に刑体に關する執行問題とは異なり専ら心性に就て決定すべき重大なる問題に係るを以て充分の研究を盡して遺憾なからしめ以て茲に一定の土臺を置き實施の途に進まざるべからず吾輩は從來斯一事に關しては臆庇を叩て今尙は一定の方針を公言するに猶豫する所あるも先づ假定の方案を公示して仰て大方の教を乞はんと欲す豈に辯を好まんや實に止むを得ざるなり

(未完)

歐米監獄要録

●小河滋二郎氏より本會への通信

本通信は八月上旬に接手し本誌前號の紙上に掲載すへき筈の所編者の不注意より登載を遅延せし次第に付讀者幸に其罪を恕し其意を諒せられんことを請ふ

編者 謹 識

向署の硯筆硯益々御清剛敬賀々々倍先頃は典獄會議其他何やかやにて我が監獄社會も一時に大分賑はひ候様の模様、未だ何れよりも詳報に接し不申候へども概況は新聞にて承知致し定めて御多端あらせられ候へ

し義と御察し申上候新内相の演說筆記と申すもの一讀仕候何れ委細は貴會若くは協會雜誌に由つて詳悉し得可申樂み居り申候當地野生義別條無之此頃一週間の祭日休暇を得て近地方の監獄旅行を試み申候是れと申ふし別に御報すべきとも無之到る處、多數の囚徒を以て充塞せざるはなく大概ね定規の人員を超加致し居り申候遇見各監獄の内には所謂中古監獄(三四十前年の創設にして彼の「ヤーアルン」制の建築法に則りたるもの)と稱するもの多數を占め當初二三百囚を定準としたるもの今は六七百囚以上に達し六七百囚を定準としたるもの今は千有餘の囚徒を拘禁し居るの始末人員の増加に應ずる必要の建繼ぎ又は模様替へ等にて最初の規模は殆んど見る影もなく一變致し居るもの、如く今日となりては曾だに巨額の構造費用を徒消したるの譏りあるみならずナマシ不完全ながらも堅牢に存在するの故を以て偶々完全なる新式監獄を建造するの障害となり所謂生き耻を曝らして長く斯道の娑婆塞げをなすものと謂ふべく普國監獄事業の前途に横はる大害物は此の多數の中古監獄即ち是れなりとは常にクロー子翁の慷慨して語らるゝ所に有之一定の根據及び方針なき改良の危険は當地に於て其實相を經驗致し申候監獄新築事業の續出する今日の我が國に於ては最も此邊に當局者の獨逸の殷鑑に戒むる所あらんとを切望仕候遇因の規律簿冊の調理、昨非今是、之を三年の後一年の後、半年の後、一月の後、若くは一日の後に變更改正すると必ずしも至難に非らず監獄全体の建物に至つては一旦、之を建築したる上は必要の迫るあるも事理の許さるあるも十數年の後に至るも尙は容易に之を更改し得べからず況んや之を潰破して新たに必要に應じ事理に適する完全の監獄を建築するに於てをや若し隱慮なく鄙見のある所を言はしめば將來に於ける我が監獄の新築は一定の監獄構造法標準なるもの、を發布せらるゝを俟つて之を起工すべく所謂構造法標準なる所のものは幾多の故障あるも斷然之を排斥して監獄最近の建築法を基礎として立案すべく且つ之を發布するの期は改正刑法の確定せられたる後なるべく少くも改正刑法の要求する所に由つて之を取捨するを要す姑息の構造法は如何なる事情あるも斷じて之を制定せざるを可とす此に又一の大に注意すべきことありと云ふは他に非らず獨逸に於ける所謂中古監獄なる所のもの今を距る二十五年乃至三十年頃に於て起工若くは落成したるもの多く時々即ち彼の普佛戰爭の前後にして戰爭の影響如何に就ては毫も考量なる所あらざりしなり然るに獨逸に於ける後年戰勝の餘波は國力の膨張、人口の増殖、交通の頻繁等と共にまた著るしく犯罪人の増加を來たし従つて戰爭前數年に於ける統計を基礎として設計構造したる監獄に於て俄かに過度の多數囚員を拘禁せざるべからざるに至りたるこそ是非もなき、日清戰爭の結果、或は却て犯罪人の減少を見るに至りたりと云ふが如きは是れ只だ一時の顯象たるに過ぎずして今後數年の後に至らば國力の益々膨張すると共に犯罪人の非常に増加するに至るべきは必然なりされば今日に於て新たに監獄を建築するの必要ありとせば宜しく又大に此點に省察し十分將來の増加を豫期する所なくんばあるべからず思ふに我國に於ける今後十數年間の發達は普佛戰爭以後今日まで廿五年間に於ける獨逸の發達よりも尙は目覺ましきもの之れあるべく獨逸が今より廿四五年前に於て各地方、成るべく民家を隔りたる寂寥閑豁の地を撰んで監獄の敷地としたる所のもの今日は到る處殆んどすべて市街中央若くは輻湊の區にあらざるはなく獨り構造の不完全なるのみならず位置に於ても亦た頗る行刑の旨義に適せざる遺憾を見る獨逸にして既に然り況んや我國に於てをや監獄敷地撰定のこと亦た最も注意する所あるを要す云々以下畧

六月十二日

學會雜誌記者足下

ボン府に於て

岳洋生

●小河氏より小野田警保局長への通信

謹啓時下滬暑之剛に候處尊益々御清祥被爲在候由奉恭賀候次に私事不相換無事引續以御蔭萬事好都合にて研究罷在候間乍憚^例省慮被下成度候尙又此度は瑞西國に開設の刑事人類學會議へ出席の命を蒙り難有奉拜謝乍不及此好^例に於て此新學問に就ても十分の研究を盡し度心得に御座候(中略)出獄人保護の義も目下焦眉の急務なるは勿論の次第に有之候得共佛國白耳義殊に尙獨逸等に於ては今日に至るまで調査致したる結果に依れば何れもまた不完全なるを免かれざるもの、如く規模の大なれば大なる程從て其成績良善ならず今は反つて世間より保護會社の弊害を發顯せらるゝの狀況有之兎に角新たに此の事業を實行するの今日に於ては十分慎密なる研究を要する次第を愚考仕候歸朝の上までには尙ほ十分の審査を遂げ利弊の存する處詳細に復命可申上積りに有之若し御實行の御詮議にも御座候へば成るべく規模を小にし且つ純然たる民間事業たらしむる様切望の致に奉存候 (以下略す)

九月十三日

小野田局長殿

侍史

ボン府にて 小河滋二郎

尙々私義は瑞西刑事人類學會議の御用相濟み次第當分同國奧利亞并に南獨逸各地方の監獄事業を視察し十月初旬伯林に歸着の筈に御座候間御承知置奉願上候

●小河氏より本會への通信

前略貴誌第七卷第五號に御掲載相成候小生の通信中伯林監獄新築費豫算九百万馬とあるは(十三頁)九拾萬の相異に御座候間正誤相成度候右誤報の責任は全く小生の負ふ所に有之候へども總じて小生の通信に係る分は刷字の誤脱甚だ少からざるもの、如く讀者諸氏をして了解に苦ましめ候義と被存候尙又近者の第七

卷第六號一讀候處、冊尾、小生より先輩某氏へ宛てたる私信御掲載相成り此内には典獄服制云々のとも相見へ居り候間定めて曾て小生と意見を同ふし若くは異にして議論を聞はし候諸氏に於ては不審を抱かれ候向も可有之小生の服制主張論者なるは今日と雖ども敢て前日に異なる所無之唯だ服制に關する成行に就き友人諸氏の近信等に由り色々感慨する所有之「今日にては寧ろ反對の側あり」云々と申出候次第に御座候間左様御承知被下度委細は追て時機を得て詳述する心得に候 匆々

八月五日

岳洋生

學會雜誌記者足下

●小河滋次郎氏より久米内務參事官へ書東

拜啓其後は御疎音打過申譯無之先以時下益々御清榮可被爲在奉敬賀候此中は東北海嘯御視察の爲め御出張被遊候由未曾有の惨害、細報に接するに從ひ益々其悲惨の大なるに驚駭候次第如何計りか御心勞被爲懸候事と奉恐察候宮城集治監雄勝濱外役所も罹難の一に加はり候由にて吏員囚徒にも死傷有之候趣新聞、雜誌其他通信等にて委細詳悉仕候然し右非常事變の當時に於ける當局者の措置、萬事其宜しきを得候結果、囚徒の死傷逃走等も意外に少數に止まり候段不幸中の幸とも可申、殊更ら割合に多數の死傷者を吏員より出だし候義は以て其の職務に忠誠勇武なるを證明するに足るべく素養の程も思ひやられ斯道の爲め酷だ意を強ふする次第と自ら愁眉を聞き申候

兼て御報致し置き候通ふり夏學期も愈々終了と相成候に付き明日、當地出發致し南獨逸各國を經て瑞西に入り、同國「ゲンフ」に開く萬國刑事人類學會議に臨席の用向を濟ませ、夫れより伊太利に轉じ塊國に移り暫時「ウキナ」府に滞在の上、十月初旬伯林歸着の筈に御座候伯林に於ける第二回監獄官講習所は九月初

旬開催の豫定に有之候へし處都合に由り十月中旬に延引候旨此程「クロー子」翁より通報に接し申候
 出獄人保護制度の比較的最も完全致し居り候は瑞西にて之れに次いで獨逸聯邦中の「バイエルン」國なり
 と申す事に有之幸ひ此度の旅行に於て兩方とも實地、親しく研究し得られ可申と存候目下、普國に於て施行
 致し居り候出獄人保護制度の組織は一に摸範を「バイエルン」國に採り候もの、由に有之財源の確實なるも
 のは王室及び縣廳（或は市廳）の保護金、並びに囚徒工錢の利子と出獄人の工錢とに有之「バイエルン」國に
 ては囚徒工錢豫算額の剩餘を年々保護會社に下付することに相成り居り申候兎に角純然たる慈善事業のど
 に候間、多數慈善家の自進的賛成を得るの必要なるは論を俟たず局に當る者、亦た最も純正純美の名望家な
 らざるべからざる義に可有之此一段に至りては差向最も困難を感ずる次第と被存候我が内務省に於ても刻
 下、此の制度の實行方に就き御調査中の由に有之何卒萬國の摸範となすに足るの良組織御發表の程切望す
 る所に御座候

刑事人類學は獨逸に於ては至て「請け」の惡しき方に有之現に此學派に屬する有名の刑法家「リスト」氏の如
 き學者間には寧ろ擯斥を受け居り候方にて目下伯林大學に刑法家の木鐸として高名隆々たる「ベル子ル」老
 博士の如きは「己れの眼玉の黒ひ内は斷じて一步も新刑法家（即ち「リスト」氏一派を指す）なんどの伯林大
 學に入るを許るさず」と斷言せられ候程に有之同氏講義中にも常に口を極めて新學派を攻撃せらるゝを聞
 き申候、此程當地の或る教授の嘶しに「リスト」氏も近々伯林大學に轉勤すべしとの事に候へども小生は之
 を信じ不申候「ベル子ル」翁を始め其他の刑法教授が袖を聯ねて伯林大學を去るの日に非ざれば斷じて「リ
 スト」氏の轉勤を見るべからざる次第と確信仕候

刑事人類學は未だ小生の深く研究せし所に無之候間固より之れに對して可否を容喙するの權は無之唯だ何
 どなく研究して頗ぶる興味多きものなることは疑ふべくもあらず從て少くも自ら真理の其内に存するある
 は流石一派を立て、歐米各國を席卷し將さに刑法の機軸を一轉せんずる程の勢力あるを以て見るも之を知
 るべく中には隨分片面的手前勝手の僻論暴例も不少候へども是れは釋迦にも方便として姑らく之を恕すべ
 く善かれ惡かれ先づ此勢力ある新學派を研究すること斯道に従事する者の目下の急務と被存候別して少く
 も我國監獄醫に於ては率先して最も之れが研究に従事せざるべからず監獄醫は實に此興味多く且つ前途多
 望なる新學派を研究する專賣の特權を有するものと謂ふべし研究成るの日は恐らくは北里某氏に優さるゝ
 るも劣らざる大發明の名譽を萬國に發揚することを得ん云々以下略す

八月五日

久米 尊 臺侍 史

小 河 生

特別寄書

不平庵主人

●内相交迭と監獄の前途

板垣伯内務に相たるや意を貧民の救助及監獄の改良に注がれたるは官民の齊しく認むる所或は就職第一着手に力を監獄制度の改良に盡し内は以て國民の福利を謀り外は列國に對し君子國の本領を示さんとせり伯の此くの如く斯道に熱注せる素より深く信する所ありて然るものにして余輩は久敷埋没せられたる監獄なる薄命兒が他政治機關と同一の空気を呼吸し得るの時機到來せるを喜びたりし然るに伯の内相や其命數極めて短少にして已に旦夕に迫れり今後の内相監獄に對する感想如何あるべきか余輩の敢て知らんと欲する所なり

然りと雖も松方伯主相の内閣に在ては監獄費國庫支辨法案を屢々帝國議會に提出し切に該案の通可を務めたるは今尙は官民の耳底に深く刻せられたる次第にして伯が行政の統一と改良を遂行せしめんと期したるは疑もなし然らば松方伯敢て監獄改良に意なき

にあらす寧ろ改良唱道家の一人として見るも差支あかるべし今や松方伯再び出、て主相たらんとす前年の松方伯は當年の松方伯と毫も異なるの故なし從て伯は場合に依りては監獄費國庫支辨案の提出を試みべく少くとも監獄對國庫補助法案位は政府案として議事日程に現はるべく余輩は言を戦後經營の一事にのみ托せず富國強兵國家安寧の一要素たる監獄問題に齊しく力を致さんとを切に希望するものなり

又板垣伯と雖も現に二十年來節操高潔を以て知られ自己の主義をして貫徹せしめんが爲め終始一日の如く常に不動の心腸を蓄へられたる政治家假令其位置に於て朝野の別あるも最初貫行せしめんとしたる窮民救助監獄改良の本業は伯の腦底を離るゝが如きとは万々之あらざるは余輩の深く信する所必ずや伯野に下るの曉に於ては自由黨を率ひ力を之れが實行に盡さるゝは聊かも疑を容れざる所なり余輩は信す伯の誠忠高德は何れの場合に於ても言行一致せざることをなきを

斯く論じ來れば監獄の將來に向て板垣伯の退官敢て苦慮するに足らずと雖も監獄の事國家積極的事業にあらす從て其結果著しく社會の耳目に影すること少

く動もすれば先天的封建時代の陳腐頭腦を以て斷定を下すが如き場合あるは日に余輩の目撃する所中央及地方廳を問はず幾分の取除けあるの外現に有力樞要の地位にある官吏の如きも年齢教育の然らしむる所にして容易に奪却する能はざるは人情の弱點ありと雖も監獄を見る事恰も繼母の兒に於ける如く不要物の如く、々淡々に看過し司獄官吏に對しても社會に向ても監獄改良の急務且緊要にして苟も政治思想を有するものゝ研究を怠るべからざる社會問題たることを謂はざるのみならず却て監獄の現狀を皮相的に斷定し民度に適せず優遇に過く罪因増加の原因は一に茲に在りと實に誤てりと謂ふべし而して監獄官にして切に改良の必要を説き熱心成功を期せんとするものあるも忽ち極笑し以て机上の論のみ西洋崇拜なりと凍水の如き口調を弄す監獄改良の唱道せられてより已に幾度の星霜を經たる今日の現況此くの如し若し當局大臣にして速に進歩改良の策を講ずるにあらざれば三五年を出てすして監獄の事業は一大退却を現出し列國の罵倒する所とならんのみ況んや改正條約實施せられ列國の人士直接利害を感ずるに於てをや

此くの如き實況の余輩をして大に監獄の前途を危ふましめ熱心なる當局大臣の交迭は一大蹉躓を來すとなきやを氣遣はしむ故に何人と雖も今后内務に相するものは宜しく茲に見る所ありて幼稚の境域を脱せざる即ち監獄事業の如きものに對して特に地方官に嚴訓し施設を怠らしめざるの注意なかるべからず若し不幸にして狀態の變ずるなくんは終に教育を封建時代に受けたる半白頑愚の地方官全滅後にあらざれば監獄の改良人權の擴張は望むべからずとの態況憤聲を發するに至らんのみ要するに監獄改良上最も急務且適切なる手段としては命令的に地方長官の腦裏に監獄思想を注入し監獄をして國家行政機關としての地位を一層高からしむるにあるのみ今にして政府若し此覺悟なくんは四年の后日本歴史中抹殺すべからざるの汚點を遺すのみ新内閣新内相敢て余輩の杞憂を要せざるの計ありと信すと雖ども敢て熱情を吐露するを爾

雜 錄

●監獄則施行細則改正案と云ふに就て

先頃來内務當局者に於て調査脱稿せられたりと云ふ監獄則改正案と云ふに就て曾て予輩の私見を陳べ讀者諸君の高教を需めたり、然れば引續き本誌以下に於て同施行細則の改正條項と云ふに就て予輩の卑見のある所を云爲せんとす讀者幸に之を諒せよ

一、各監房内の揭示項目を削除せられたる事 監獄内に於て在監人の遵守すべき事項は獨り現行施行細則第三條列記の項目に限らざるは勿論又往々迂遠に渉るが如き事項甚なきにあらざるが如し、然れば動もすれば此揭示項目の爲めに當局者を制肘するが如き場合又決して之れなきにあらず、加之ならず既に罪囚又は法律上の嫌疑者として監獄に拘禁せらるゝの身を以て本條列記の如き條項を遵守すべきこと素より將に然る所にして敢て殊更に揭示の必要を俟たざるが如き其之を削除せられたる理由ならんかと思惟せらる、是れ併しなが

ら第三條の前文は依然之を存せられたるを以て之を見れば強ち揭示遵守の義務を免除したるにあらざるは勿論在監人として正當遵守せしむべき必要の事項を特に典獄に於て案定し揭示せしむるの意にして典獄が職務の範圍を擴められたるものとして予輩は之を贊成せんとす去れば本案實施以後は各典獄が在監中各在監人の遵守すべき事項を揭示するの旨趣にして斷然之を廢止したるの意にあらざるは勿論なりとす

二、在監人所持の衣類等にして不潔なるものは清洗して領置すべき事 是は別段明文を俟たずして實際に爾かく行はれつゝあるなり右は獨り清洗のみならず衛生を重んずるの點より其甚だしく不潔ならざるものは薰蒸消毒を施し不潔なるものは消毒澀濯併せ行ふこととせり

三、釋放すべき者の所持品は釋放の三日前に其者の面前に於て點檢し衣類の補綴若くは新調を請願するとを得せしむる事是れ又別段新規なることにあらすして監獄より放免せらるゝ者にして彼の所謂繪畫に於て見る所の監獄の門を出つるときは顔面蒼白、鬚髮茫茫、衣服破綻汚染を以て充たされ一見

直ちに當日の出監人たるを知らしむるか如き不体裁なからしむるの主旨にして監獄を出づる者の加減は社會の信用てふもの皆無にして世人は之を嫌忌するを以て通常なりとし従て雇主を得るに難く忽ち衣食に窮乏を來たし再び罪を犯すの止むを得ざるに至るが如きもの當人の改悛如何にあるは勿論なりと雖も又其服裝の不潔なる其原因たらざるを得ざるなり本項の規定は是等の弊を防がんとする準備にして尠くとも其一年以上在監する者に在つては多少の給與工錢を恩惠給與せらるゝものなれば衣服新調補綴を請はしむる位の貯蓄あるを通常とし勞々以て再犯豫防の第一方法として至極注意の至れる所なりとす、今日も尙は多くの監獄に在つては此方針を採れるが如し

四、二人以上同時に釋放者あるときは可成一人毎に其釋放時を異にすべき事 本項も均しく當局者の兼々唱道する所に於て在監中の惡知己相逢ひ相共に將來の惡事を謀議するの弊を矯正せんとの考案にして久しく在監中の者に在つては素と知己朋友の關係毫も之れなきものと雖も往々其名を知り其顔を見知れるもの十中の八九に属す故を以て一朝

同時に放免の曉に相當するや監門を出つるや直ちに親しく言語を交へ昨日迄の監獄内の苦楚を談じ無事を祝し果ては酒樓に上り共に飲酒する位は愚か遂に紅樓妓を聘し馬食牛飲昔日の爵を散せんとするの類にして折角在監中に於て恩惠賜せられたる活路捷徑の甚だ多からざる給與工錢も一夜にして直に消費し盡し與未だ覺めざるに囊中一錢を存するなく結果在監中の往事を顧みるの遑なく同氣相合し窃盜に強盜に酒食の料を得んとするの横道邪徑に陥り出監直ちに犯罪するに至るが如き類決して尠なきにあらず單獨孤行此通弊に陥る者は釋放時の注意位を以て能く防遏し得る所にあらすと雖も其未だ甚だしき罪に陥らざる家に父母妻子の饑餓を訴ふるある鼠盜小輩に在りては釋放直ちに其父母妻子を省せんとせし哀情も監獄門前在監中の惡知己に遭遇し前頭の失体を招くの傾向あり是れ本項の注意ある所にして彼の舊と惡知己たる間柄の者に在つては殆んど寸効なしと雖も門前の邂逅より生ずる惡友との交際は是れに依て矯正するに庶幾からんか敢て卑見を陳ぶ

●監獄參觀に就きて

一箇人が發育、一箇國が發達、皆其捨つべきを捨て、其取るべきを取りて改良進歩するに在り故に其取捨如何に依りて發育進化の結果を異にす、各府縣監獄職員が他府縣監獄を參觀する蓋し亦此意に外からざるべし、只疑ふ其參觀に期節あり毎年一月より三月に至るの間に於て參觀者の往來最も繁きは余の實見する所なり、一月より三月に至るの時期は監獄の事務に於て最も見所多き秋なるか但しは又氣候好く人身に適し春色野外の運動に適するに由るか、然らざれば一年内の旅費豫算額を掃除するを目的に出づるものなるか、余輩未だ其理由を知らず、其參觀の模様に至つても亦然り、一巡にして能く解するもの、如く喫烟の間能く執務の得失を談し歸るに及んで諸表簿の用式を貰受け歸縣の土産と爲すもの、如し如此にして果して捨短取長の目的を達し得べきや否、是又余輩の得て知る能はざる所なれども只余輩門外者の希望を述べしむれば其出張を命ずるの人は可成其期節を擇ばず又た命せらるゝの人は一層周密の觀察あらんことを切望して止まざるなり

●女監取締の服裝改正は如何

監獄の戒護吏たるものは一定の制服なきときは規律

上嚴正を缺く直接戒護吏に在りては殊に然りとす、女監取締の服裝改正を希望し大に其必要を鳴らしたるは僅かに一兩年前のことにてありし爾來未だ其改正を見ざるのみならず其必要を唱ふるものさへ絶て之れなきに至りたるは如何なる理由なるか之が必要を説くに倦厭したるか將た時運は最早其必要を認めざるに至りたるか何にして其服裝の區々よして不規律不体裁なるは曩今敢て異なることなし余は希望す女監取締に制服を設くる能はざるの止むなくんば少くも典獄諸氏に於て聯合區限りにても其服裝の一定を謀られては如何

●新入出監者の監房別異に就て

新入及び出監期に近き囚人、刑事被告人を別異するの必要あることは數年來當局者の認むる所なるにも拘はらず今日尙ほ實際に行はれざるは各其監房の不足あるより然る所にして實に止むを得ざる事實なるが如しと雖も之より生ずる弊害決して尠なきにあらざるが如し彼の新入者は昨今社會上の消息を齎らしか故參者の此消息を聞く當に無味なる尋常一様の出來事のみに限らず或は甚だしきは出監者に種々の暗號又は偽名を以て口授し置き社會にある同臭味の惡友

に通じ而して此傳言を受けたる惡知己は獄中より齎らしたる偽名若くは暗號を以て公然通信を發し又は新たに入監する者に種々の惡計を口授する等其巧妙實に驚べきものあり、一府縣の管内如何に廣しと雖も浮浪無頼の徒及び強盜竊盜等を以て常に監獄に入入するもの、徒輩は互に顔知れるもの其多きを占め且つ新たに入監するものも亦同しく知己の者にしあれば曩きに放免囚に依て傳言したる回答は這般の新入者に依て聞知する等其間の消息甚だ近遠なるが如しと雖も其肯綮に當ること最も妙なるものあり而して其暗號通信の如き表面甚だ穩當にして毫も改悛を妨ぐるか如き文字なきが如きも其真相を看破し得ば非常なる意味を含有せるが如き類にして如何に當局者に於て審査檢閲するありと雖も到底其裏面を看破する能はざる者多し、是等秘密の通信は彼兇漢に在りては無上の快事にして其目的を達したるを以て得々たるが如き監獄當局者も雖も夢想し得ざるものあり彼我の改悛上に尠からざる障礙を及ぼすものありて存す、其他新入監の時に際しての既往を追懐し出監前の者に在つては將來の生計を想懐せしむる等の利益あるのみならず傳染病流行時の如きは新入者

に對しては最も此別異を必用なりとす之を要するは惡漢兇徒の殆んど矯正すべからざる不良心を刺衝し善歸心を惹起せしむるは新入監後の數日間に於て及び出監前の數日以内に於てするの利且つ益あるものはあらざるが如し予輩が平素執務上に於て最も其然るを感ず當局者たるもの豫め其意を諒し前二者に對し監房別異を勵行するに吝なる勿れ聊か注意を請ふこと爾かり

●戒護看守と囚人との私語を警む

予輩は曾て信す監獄官吏の在監囚人に對する言語は常に森嚴にして明晰簡單ならざるべからすと、是れ何となれば言語の端嚴と服裝の整秩如何は要するに其從事する官職威嚴を保ち其官相當の品格を外貌に表示するの要素たるを以ての故なり、若監獄官吏にして在監人に對する言語森嚴ならず、服裝整はざらんか、在監人の輕侮を招き易く或は然らざるも押紐の心を養成し果ては官職の威嚴を損し紀律の確保を敢てする能はざるに至る、監獄官吏たるもの平素最も此注意を怠たるべからざるなり、予輩監獄内殊に工場其他に於て戒護看守たるものにして被監督者たる

囚人との間に往々職務外に渉る私語を交ゆるものあるを耳聞することあり然り而て其私語する所は何事なるやと云ふに既に兩者の間に公事たらざることを證するに足るか如く頗る低聲にして且つ應對明晰ならず能く他の聴取する所にあらずと雖も或は私語中他人の耳目を惹くあらんか忽ち寂として聲おさかかし、右等は素より看守其人の如何に存するありと雖も若し果して斯の如き戒護看守ありとせば予輩は深く彼等の失休を言責せざるべからざるなり、彼等在監囚人は久しく社會との交通を絶たれ良民社會の消息を聞かんことを欲するは素より當然にして公務の内外を問はず曉舌多辯は最も看守たるもの、謹むべき所、況んや自己の監督内にある囚人に對し低聲私語するか如きは最も許すべからざるの瀆職とする所なり彼れ諸詐奸智に長したる罪囚は戒護者の多辯曉舌なるを機とし百方諂諛語を播へ看守として言ふべからざるの隱辭を私語するの止むを得ざるに導かれ恬として顧みる所なく私語益々佳境に入り遂に社會の消息を通し果ては共犯同囚の所在をも言明するに至るの虞れなき能はざらんとす、予輩は斯る事實を最も多く外役又は數人押送に従事するの途上に於て

見聞したり右の如き失休は監獄官吏に最も警むべき事項にして監督長官たる典獄の宜しく精察を要する點りなど予輩曾て其筋の人聞きしとあり北海道の如き囚人の作業多くは外役を以てする地方に在つては何れも多數の重罪囚人を自己の監督内に置くものなれば戒具ありと雖も殆んど其用を爲さず一朝同囚相暴發するあらんか深山無人の地、他の救援を求むるの策なく自己一人の能く制壓する所にあらざるより看守者にして却て自己引率囚人の意を向へんとを是れ勉め囚人相互の交談は愚か果ては犯行遂令も尙ほ之を黙視して顧みざるに至るか如きとありと开は十數年前の北海道に在りし事實にして現今に至りては此説の如き事實なきは予輩の信する所なりと雖も前頭に例示したるか如き私語其他の失行は今日尙ほ内地の監獄内の裏面に於て行はれつゝあるにあらざるか聊か杞憂に堪へざるものあり敢て予輩の所感を記し當局者の警省を求む、之を要するに監獄官吏たるもの殊に直接囚人戒護の職に在る看守以下の吏員は囚人に接するに當り言語は可成端嚴に之を謹み明晰に且つ簡單ならんことを望む、故に予輩の世の看守諸君に向て下の一言を呈せんと欲す

囚人戒護の職に在る監獄官吏は公務の外に在つては沈黙啞となり炯眼聰耳を以て口に換へられんことを云々

●司獄官吏の多辯

吉田 徳太郎

凡そ多辯家にして未だ曾て價値あるの言語を發したるものあるを聞かず故に人多辯家たらんよりは寧ろ沈黙家たるの美德を保持するを要す況や司獄官吏の如き常に自由を剝奪する處の囚人に相接するの職務なるに於ておや余輩左に項を別ち聊か其梗概を論究し須らく多辯家の猛省を請はんと欲す

看守は常に囚人に直接し職務を執行するの任にあるを以て尤も多辯を慎まざる可からず余輩曾て聞く彼の囚人は常に別天地に棲息し嚴正なる紀律の下にあるも能く社會の新事物を知るに不自由なし而て囚人の耳朶に達するもの多くは看守の口吻より出づと嗚呼若し夫れ然る事實ありとせんか如何にして能く嚴正的摯實に刑罰を執行する事を得べきや若し看守其人にして自由刑執行の任にあるを知らば宜しく沈黙の美德を失なはず努て多辯の弊に陥るなきを要す然らずんば看守は遂に囚人の玩弄物にあらずんば懸物視せらるゝに至る豈に猛省

せずして可ならんや
 次は女監取締である語少しく奇激に渉るやも知る可からずと雖も女性に常に曉舌に富む故に苟くも女性の身を以て然かも猷身的に自由刑執行の職務にあるものは前者に比し尙ほ一層の曉舌を慎まざる可からず夫れ女監取締諸氏の知るや知らずや彼の女囚の房内で潜に談笑するもの多くは諸氏が休憩所に於ける曉舌の復習をなすものならんとは女監取締諸子少しく留意して可なり思ふに女監の如き比較的監督の寛なる場所に在つては曉舌は以て彼れ囚人に劍を借すと一般なりと知らば夫れ或は其弊なきを期すべきか試に女監取締諸子に問はん女囚の懲戒處分に遇ふもの多くは曉舌に原因するなきか諸子たるもの胸手一番せば思ひ半ばに過ぐるものあらん豈に猛省せずして可ならんや
 以上は只だ多辯の弊害を論究したるの大意に過ぎず而て余輩の所謂沈黙の美德を以て司獄官吏に望むものは司獄官吏をして案山子的の動作を勸告するものにあらず囚人に相接するや宜しく贅辯を省く可し換言せば言語は宜しく必要の範圍を超脱すべからずと云ふに飯す故に司獄官吏にして彼の職務を研究する

を以て目的と爲す職務會議の如き攻究會の如きにあつては規律を紊さざるの限内に於て滔々たる懸河の辯を振ふも可なり監獄改良の氣焔を吐くも可なり此場合に於ける沈黙は以て余輩の美德とするものにあらず沈々黙々は反て其職務に冷淡水の如き人物なりと評價し去らん而已請ふ司獄官吏諸氏以て如何と爲す

●女監取締長を置かれたし

女監取締は日給月額拾五圓以下の備吏なるを以て給料の階級は幾くも爲すことを得ると雖も何れの監獄に就て之を實見するも取締の給料は大体相比例的に即ち日給拾五錢乃至貳拾五錢の間に採用し而かして甲乙給額の差なきが如し是れ蓋し女監取締は職責の上にて輕重なきと數年勤績功勞あるも男子の如く前途慾望の念少きに依り獎勵手段として追々増給せしむる必要を感じざるに坐するものならん是等の事ハ男子程即ち看守の如く階級を設くる必要なき事は女性者として然るへき筈なり然れども同一の取締のみ數人頭を揃ひ而て之れか指揮監督者は典獄のみなりと云ふの點に至ては少く遺憾なきにあらず元來女子は性質の軟弱なる別に似合はず他を中傷して自己か功

名を博せんとの卑劣心嫉妬根性あるは殆んど同一癖なり故に陽には互に和合協同の装を作ると雖も陰には種々の計謀術策を逞らし甚たしきに至ては女囚等を身方に引き寄せ黨派的虛勢を張り云ふに忍びざる失態を醸生する嫌おしとせず是等の弊を矯めんには典獄と雖も容易に其前兆を看破し得べからざる困難たり故に女監取締の上に女監取締長を置き其相應の俸給と位置を高め常時典獄の下に立て女監一般の指揮監督者に充てしむること必要なりと認む其筋に於て是等の制定を設けられたきものなり

●刑法に付ての獨演說(前號の續き)

都西樓主人

一寸諸君に一言致して置きたいのは私は素より刑法の講義を爲すものにあらず初回より述べ來りました如く唯刑罰に關することのみに付て御話ししたいが此演說の目的であります故に餘り犯罪のことは論及しない考で御坐いますから豫め御承知を願ひます、借て刑法の發現する實を收めんと欲するには一に監獄に依るの外はない換言すれば刑罰の奏効如何は監獄に於ける刑罰執行の當否如何と其運命を共にするものでありますから如何に刑法が善美なる目

的を有して居りまして如何に刑法の條規が結構に組織せられて居りまして其之を執行する方法にして若しも不完全でありましたならば當だに刑法をして空文たらしむるのみならず却つて犯罪者を増加せしむるに至るものであります今我國刑法の規定する所と監獄に於て執行する實際との相一致しないこと云ふことは正に掩ふべからざる事實でありますが此事實は果して刑法の目的を阻礙するや否やと云ふことは姑らく事實上の論定に任して置きますが兎に角刑罰を實行するものにして少くも刑法の主義目的を知悉すると云ふことが甚だ肝要にして其之を知悉するの時は即ち刑罰奏効の紀元なりと云ふに躊躇し兼ねるので御座います

然らば我が刑法は如何なる主義、如何なる目的を以て刑罰を設けたりやと云ふことは、是より私の述べやうと思ふ所であります

第一刑罰の專横に流れざることを謀る、夫の舊法即ち新律綱領や改定律令に於きましては何々の罪を犯すものは何年何月の懲役に處すと云ふが如く各犯罪毎に其刑期を一定して居りましてが現行刑法では決して如此一定したるものではありません、御承知の

如く窃盜を爲したるものは二月以上四年以下の重禁錮に處すと規定し其範圍に於て裁判官は伸縮自由であります、蓋し人事は複雑にして變幻窮乏はまりなきが故に一々之を網羅して豫め一定の準則を設けると云ふことは到底不能のことでありますから多少の範圍を設けて各犯罪事實に適應せしめんとするには外ならぬのであります、されば裁判官の伸縮は固より其範圍内に於てするものにして決して其最長期を超へ又は其最短期を下るとは出來ないのであります之れ即ち刑罰の專横に流るゝを防ぐ所以で御座います「第二刑は平等均一なり、刑罰は人に依りて偏頗のあることはいないのであります假令ば窃盜の罪を犯したるものは二ヶ月以上四年以下の重禁錮に處すべしとあれは何人が犯しませしても皆其範圍内に於て刑罰を科せなければならぬ、其華士族たると平民たると將た農商工たるとに論なく皆同一範圍内に於て罰しなればならぬ、刑罰は平等均一なりとは即ち此謂で御座ります、乍併此點に付ては極精密に論しますると必ずしも平等ありと云ふことの出來ぬことが御座います、今茲に甲乙二人の窃盜犯者あり全く同一の情狀として何れも重禁錮一年に處したりとせんに

甲は赤貧にして乙は富裕なりとせんか貧人の一年獄中に在るの痛苦は富人の一年獄中に在るの痛苦に比ぶるときは餘程輕少であると云はなければならぬ、刑法は固より身分の如何に因らないから一見平等の如く考へられまされども其受刑者の痛苦の度に至ては甲乙の間大變な相違があるので御座います又罰金の刑でも其通りです同一の犯罪情狀に依り同額の罰金を科せられたりとするも資産の澤山あるもの左のみ苦痛を感しませぬが全く資産なきものに至つては大に苦痛を感する道理でありますから是又平等なりと云ふことは出来ませぬ、尚に刑は平等なりと云ふ事は受刑者の苦痛の度が平等なりと私は解釋するものでありまして又た理論上そうなければならぬことと考へます、尤も前例の場合に於ては貧富も亦一の情狀中に入れて刑罰を斟酌すべきものであると思ひます。

尙ほ此點に付て一の論究すべきものは監獄則第廿二條の規定であります同條は囚徒の工錢給與の標準を定めて重罪囚には料定工錢の十分の二輕罪囚には其十分の四を與ふものとしてあります私の考では本條の規定は刑は平等なりと云へる原則に抵觸するな

元より刑罰を以て論すべきものにあらず一國政策上の理由に基づくものなるが故に其支給額に厚薄を設けたればとて別段刑の平等を欠くと云ふ様な恐れはないと、成程工錢の給與が政策上の理由に基因するものなることは固より私の首肯する所なれども定役其物が既に刑罰の必要素なる以上は其刑罰によりて受くる所の痛苦の度(一面之を利益と稱するを得)に差異を生ずると云ふに至つては未だ論者の言に服従することが出来ないのであります、要するに監獄則の此規定は或は刑罰の性質を傷害することなきやを疑ふので御座います聞く所に依りますれば改正監獄則の草案には遂に此制を廢して重輕罪囚共に同一の割合を以て支給することとせらるゝやに聞及んで居ります蓋し至當の事と考へます

尙ほ此外刑は平等なりとの原則の例外の場合を挙げますれば夫の徒刑の囚人は島地に發遣して定役に服せしむるものなるに受刑者若し婦女なるときは之を内地の監獄に於て服役せしむると云ふが如きは則ち男女の性別に因りて刑の執行方法を異にし刑の平等を缺くものであります

きやを疑ふ者で御座います、抑も重罪囚と輕罪囚との刑の異なる所は獨り其刑期の長短に在るものにして之を執行するの點に付ては刑法上少しも其差異を認めないので御座います從て重罪囚には輕罪囚よりも一層苦痛を與ふるの方法に執行すべしとするは實に法理の許さざる所御座います、工錢の給與方に至つても矢張り同様であります然るに監獄則が輕罪囚には十分の四を與へながら重罪囚には十分の二を與ふるに過ぎざるは抑も如何なる理由に依るものであるか、二囚同しく一定の時間同一の定役に服して居りながら面かも其工錢の額を異にするは如何なる譯であるか重罪囚は其刑期長く且つ別に重罪にのみ附加する附加刑と云ふものがありまして既に刑法上重罪は重罪に相當するだけの痛苦を受けて比較上輕罪との平均を保ちつゝあるので御座います、早く言へば刑法は刑法自身已でに相當の刑罰を定めて決して他の法律の補助を求むるものでないのであります然るに監獄則が重輕罪囚によりて工錢給與の額に差を厚薄を付しましたのは蓋し餘計な心配には非ざるかと考へます否却て刑の均一を欠くの恐れありと考へます今之を可とするものは曰く工錢給與の如きは

役に服せしめず体力相當の定役に服せしむとある刑法第十九條の規定は年齢に依りて刑の執行方法を異にし即ち老壯刑の寬嚴を異にして一見刑の平等を欠くもの、如く見へますけれども此規定こそ却て實際に於ては其平等を保つものと云はなければならぬ、何と云へば老者の輕役に於けると壯者の強役に於けると其感ずる所の痛苦の度所謂刑罰の眞味に於て平等なるべければなり、乍併此法文が年齢六十歳以上と特定の制限を設けたるは少しく解すべからざることに考へます勿論之れは法律上の推定に出づるものでは御座いませんが、今六十歳以下あるが故に体力弱はしと雖も至難の役に就かしむべし、六十歳以上なるが故に体力強しと雖も尙ほ容易なる役に就かしむべしと云ふが如きは道理の容れざる所でありま

す、けれども監獄則第十七條は總て囚人の作業は毎日の体力に應じて之を課すべしと規定せるを以て稍々其迷ひを解くことが出来るので御座います

第三刑は犯人の一身に止まるを要す、日本及支那に於ては往昔行はれし所の刑の如く主人が罪を犯せば三族に及ぶと云ふが如き酷刑は今日文明國の刑法に於て決して見ざる所でありまして刑罰の及ぶ

所は只犯人の一身に限るものとして御座います併し之も正確に論じましたならば主人刑を受くるの場合には其影響は必ず家族に及ぶに相違ない、けれども之は間接の影響にして刑罰は決して直接に犯人以外に及びすとのない云ふとは現今各國が採る所の主義であります、然れども私は罰金刑の場合に付ては多少異議を有するものであります、之れは刑法の細目に入りて御話しすることと致します

第四刑は分割し得べきものにして又た其執行を中止し得べきものでなければならぬので御座います、されば刑法は犯人の自由を奪ひ若しくは財産を奪ひ又は民事上政事上の權利を奪ふものでありまして犯人の身体を傷けざるの主義を採るものであります昔しは随分慘酷なる刑が行はれまして額に烙印をなしたり笞杖を行ふたりしたのであります、我邦刑法の沿革に徴しますると遠くは北條時代の貞永式目の中に密懷他人妻罪科事と云へる箇條がありまして其文に曰はく於道路辻捕女事於御家人者百ヶ日之間可止出仕至即從已下在右大將家御時之例可剃除片方之鬢髮也とありまして即ち即從已下の者は片方の鬢髮を剃り取られたるものであります又た近くは明治維新後

の制定に係る新律綱領にも笞杖と稱して公衆の前に於て罪人の尻をむき出し笞を以て毆打するの刑がありましたが尤も之れは獨り日本のみではありませぬ歐洲の諸國に於ても或は罪人の手足を切り或は手足に熱鉛を掛けたり或は又鼻を切り取りたる等の例は少なくないので御座います併し今日に於ては支那朝鮮の如きは姑らく措き他の文明國に於ては斯かる慘刑は決してありませぬ、されども死刑は例外にして直ちに犯人の身体に施す刑でありますが我刑法も尙ほ其必要を認めて居ります尤も死刑のことに付ては是又た刑の細目に入りて御話ししやうと思ひます

第五刑罰の目的、犯罪に依り紊亂したる國家の秩序を回復するのが刑罰唯一の目的でありますから此目的を達するの手段としては犯人に充分苦痛を感せしめ其犯罪に對する應報を爲し以て罪を再びせざらしむると同時に又た一面には惡事を爲したるものは斯様な苦痛を受けなければならぬと云ふことを社會公衆に例示する方法によりて刑罰を執行しなければならぬのであります今之を實際に徴するに全國八萬餘の囚人は果して刑罰の執行によりて刑罰の目的を満足せしむる丈の痛苦を感しつゝあるや否や、こ

は事實上の問題でありまして今劇かに斷言することは出来ませんが試みに社會良民の勞働と罪囚の監獄内に於ける勞働とを比較して其輕重を知りたらんには蓋し思ひ半に過ぐるものあらんと考へます、願ふに世の感化主義を唱ふるものは無暗に懲戒主義を排斥せんとするの結果終に全く懲戒と感化とは氷炭相容れざるものゝ如く言ひなして互に相警敵視するの傾きがありますのは近頃歎かはしき次第で御座います、私の意に所爲らく懲戒と感化とは全く相分離すへからざるものでありまして兩者相俟つて其効を奏するのである否寧ろ感化は懲戒の效果に過ぎずして其充分懲戒の目的を達したる時は即ち感化の効を奏するの時であります徒らに感化の實を得んと欲して懲戒を疎んずるものは猶ほ病痼の快癒せんことを欲して之に醫療を施さるゝると一般で誠に笑止と云ふの外はありませぬ、前きに大阪堀川監獄に於きまして罪石と稱して一種の懲戒手段を施行して居りましたが當時識者の非難する所となりまして遂に之を廢止するの止むを得ざるに至りましたのは實に惜むべきことであります私の考へまするには成程方法自身は體陋の譏りを免れずと雖も眞に刑罰の目的を達す

るの手段としては斯かる方法も強がら難すべきものにあらざる考へます尙私には經濟上の議論は姑らく措き刑罰其物の實質上より極論致しますれば是定役は寧ろ英國の如き空役に若かすとも考ふるので御座います之を要するに現行の刑制は刑罰の目的を達する上に於て我國今日の情態に照らして少しく遺憾なき能はずとの感想を懐けるもので御座います蓋し、懲戒と云ふことは刑に希求すべき條件の最も主なるものなればなり

以上私は刑の性質と目的とに就きて其概要の御話しを了へましたから是から刑の細目に立入りて尙諸君の耳朵を汚かす積りでありますか一寸休憩致します

(以下次號)

監獄法令

○臺灣律令
臺灣總督は茲に緊急の必要ありと認め明治廿九年法律第六十三號第三條に依り臺灣に於ける犯罪處斷の件を發布す

明治二十九年八月十四日 臺灣總督 子爵 桂 太郎

律令第四號
臺灣に於ける犯罪は帝國刑法に依り之を處斷す但其
條項中臺灣住民に適用し難きものは別に定むる所に
依る

（律令第四號參照）（明治廿九年三月三十一日官報）

第一條 臺灣總督は其の管轄區域内に法律の効力を有する命令を
發することを得

第二條 第一項

前條の命令は臺灣總督府評議會の議決を取り拓殖務大臣を経て
勅諭を請ふべし

第三條 臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は前條第一項の手
續を経ずして直ちに第一條の命令を發することを得

○内務省訓令第七號附屬表

明治二十八年八月内務省訓令第七號を以て身分帳様
式改正の件を達せられたり而して其全文は本誌前號
の誌上に抄録し讀者の覽に供したり今其改正の様式
あるものを誌末に掲載し讀者の瀏覽に供せん

叙任及辭令

香川 關 嘉八
看守

（各通）
同 長尾 直次郎
同 井上 梅太郎
同 福家 徳幸
依願看守を免す 監獄署授業手 三宅 善太郎
（七月六日）
自今月俸八圓給與す 監獄署女監取締 牛窪 ちか
（七月七日）
依願女監取締を免す 看守 香川 重正
（七月十日）
依願看守を免す 看守 岩瀬 嘉太郎
（七月廿一日）
控訴囚受取として大阪府監獄署へ出張を命す 看守 北岡 莊一郎
（七月廿二日）
御用有之香川郡安原上村へ出張を命す 看守 田村 勝債
（七月廿四日）
依願雇を免す 雇 深尾 さち
（七月廿五日）
監獄署女監取締を命す 但日給金拾八錢給與す 看守 田村 勝債
（七月廿七日）

香川縣臨時雇を命す 近藤 彌七郎
（七月廿七日）
但日給金四拾錢給與す

監獄署勤務を命す 雇 永井 梅太郎
（同日）
（七月廿九日）

自今月俸七圓給與す 看守 羽田 常孝
（同日）
九隻監獄支署在勤を命す

看守を免す 同 宮崎 米三郎
（同日）
（七月三十日）

自今月俸八圓五十錢給與す 同 眞邊 三彌
（同日）
自今月俸八圓給與す

元看守 香川 重正
（同日）
滿五年以上看守勤績に付金貳拾五圓下賜

看守 原田 千太郎
（七月卅一日）
依願看守を免す 大久保 忠禮
（同日）

雇を命す 但月俸五圓給與す

第三課員を命す

●八月十日

給五級俸

●八月十日

非職を命す

●五月十一日

依願免本官

●八月十九日

給五級俸

給六級俸

給八級俸

給九級俸

●八月廿一日

三池集治監 書記 樺島 益長
（八月四日）内務省
書記 樺島 益長
（八月五日）内務省
看守長 安本 八百道
（八月七日）内務省
看守長 山口 卯太郎
（八月十五日）内務省
書記 神谷 道一郎
（同上）
同 土方 一正
（同上）
看守長 江頭 作次郎
（同上）
内務屬 平田 朝彦

任三池集治監書記

(八月十五日內務省)

書記 平田 朝彦

給九級俸

看守教習所授業生

榑 木 縣

看守 先山 盛三

同 高橋 末吉

同 伴 清男

右三名教習所科程卒業證書授與す

應答

●前號第五拾七項 在松山 山本 柳腸

監視執行所の取調は主刑の満了せる前に於て完結し置くべき客なるに事故の爲め未だ主刑満了せんまじれば電信の便ある地方は電信により回答を督促すべく近在の地方は直人をも差立べく方法のあらん限りは回答を督促すべしと雖も猶回答を得ずして其主刑満了せば監視執行所なきことの判然し居るもの他は監視執行所あるものとして解放せざるを得ざるものなるべし然らざれば監獄署の取調遅延せし爲め監視執行所ある者をして別房に留置するの都合を來すべければなり

●同上 吉田 徳太郎

近時監視問題の頻々として續出するもの蓋し別房留置人の増加を慨憂するの餘裕にはあらざるなきや余輩別房留置人問題に就ては已に論じて餘蘊なしと信するを以て本項は極簡単に一言する處ある可し雖然住居の存在するものにして蓋し監視執行上支障なきものは敢て警察の鼻息を窺ふの要なきを以て警察に照會中なる否とに拘らず刑期満了と俱に放免すべし若し住居の雖然なるなきか或は他に被監視人の執行引受を要する等の理由に基き照會中に係るものなる時は假令刑期の滿限に至るも放免する事不能此場合に於ては警察の回線に接する迄別房に留置するの不得止る事なんや夫れ問者首肯するや如何に

●前號第五拾八項 山本 柳腸

(一) 刑法附則第三十二條の監視に附する者住居なくば自己所有の家屋なき者は無論借宅ある者と雖も被監視中に借宅契約期限の経過するものをも包含するものとす即ち被監視中放離なき住家のあらざるものなり
(二) 被監視中借家契約期限の経過せざるときは家主の承諾を要せずと雖も若し契約期限の経過する場合は無論家主の承諾を要すべきものなり其理由は前項に記述せしか如く刑法附則第三拾二條の住居とは被監視中放離なき住家の意なればなり
(三) 被監視中借家契約期限の経過せざるものは家主に於て其監視執行を承諾する否とは蓋し監視執行上に關係を及ぼるものとす故に家主の承諾なるも直に解放して不可なきなり其理由は前項を一讀せば自ら明晰ならん

●同上 吉田 徳太郎

●同上 吉田 徳太郎

借宅もなきものを指したるものと解釋するに蓋し其正確を誤らざるものならんや
又被監視人にして借宅に於て監視を執行する場合に當り家主の承諾を求むべきものなるや如何と云ふに余輩は敢て家主の承諾を求むるの要なきものとす其理由たる家主と借家主との關係は民事上借宅契約の一事に就ては其關係を保つも借家主の一身に關しては蓋し家主の容喙を許すべきものにあらずればなり
夫れ以上の如く監視執行上に就ては家主の承認を求むる理由なきを以て其借宅契約の存在する限りは監獄署は當然たる住居あるものと認め當然解放の處置に出づべきは蓋し失當の措置には之れ勿るべし問者他に説あるや如何に

●同上 東海 逸史

自家の所有たるも他人の所有たるを問はず現に住居し生業を營み居る精神ならん
監視に附加刑の執行に於て他人に之が害を及ぼさる再犯防遏の取捨法として警察署の監督に属するものなれば家主の承諾を求むるの理なきものと信す
假令借宅契約経過せざると家主の不承諾なるを論せず監獄に於ては警察署に宛附加刑執行地差支無の取調を照會し差支なき回報に接すれば其當日に解放し居れり本項の如きは敢て監獄の與り問ふ所にあらず信す問者は如何に明論あるや

●前號第五拾九項 山本 柳腸

看守部長は看守長の補佐官として監督事務に與かるものれば其主務者たる看守長の人員如何により其補佐官たる看守部長の人員を定めざるべからず故に看守部長定員の制限は之を設けざるの是なるを信

監獄改良の十全を將來に期せんや復更く看守長定員の増加を冀げざるべからず頃ば霞堂主人の斯論に接するを見るも余輩一己の希望にあらざる事を知るに足る可きなり
而て本問看守部長の定員を減少的に制限するの希望を存するも同時に看守部長定員増加の必要を感ずる又大なるものありとす余輩看守部長定員の制限を設けられん事を熱望するも同時に勢ひ看守部長を減少し看守部長を増員するの止むべからざるの意見を有す而て本問を發したるの趣旨亦此に在て存す請ふ余輩の左に聊か論究する處を厭味せよ
凡う事業の發達を企圖せん歟宜しく監督權の擴張を圖らざるべからず是れ獨り監獄事業而已ならず社會百般の事業皆然らざるばなし故に若し夫れ偉大の事業を計畫するも其間監督權の萎靡として不振るあらん歟事業は中途にして挫折し遂に其成功を不見して終るに至る股盛不遠近時の一大問題たる東京府水道事業の中途にして頓挫し世人をして轉々其成功の期を怪しめしめつゝあるものは如何其甚く處〇〇の不慣れし結果に由るものと断定するも蓋し不當の言には是れ勿るべし司獄監督者たるもの夫れ一考の價なしとす
夫れ事業と監督法の關係如斯況や監獄監督法の如き主權の職務に當るもの執行權を有する純然たる看守長にあらざるよりは得て其効果を実取し不能る事業の性質なるに於てをや故に余輩は監獄監督權擴張の手段として先づ純然たる看守長の定員を増加し僅に看守長の代理權を執行するが如き其職權の低き看守部長の定員は可及的其人員を減少し其任用法も亦從て精選に精選を加へ苟も監獄監督權の減少

を必ずしき強を強さざる事を豫防せざるべからず然り然とも今日
 我國監獄經濟は以て俄に多額看守長の増加を許すべきか豈に望野の
 感なきを得んや故に余輩は止むなく監督權執行の十全を期せんが爲
 む宜しく減少的に定員を制限し形以上は暫く望みなしとして言はず
 せめて形以下だけにても看守長として感遇するの人物を精選するに
 勉められん事を余輩當局者に切望して止まざる處なり
 尙ほ余輩看守部長候補論及看守部長任用論と題する 卑見の長文成る
 も又讀者の災厄に遇はん事を恐れ本間に添ゆる事を控ゆ 同志のもの
 幸に余輩の衷情を憐れかし

●前號第六十項

山本 柳鵬

行刑上の法規は如何に 然然たるも司獄官其人にして操縦の器量なく
 えば金玉の法規も終に徒法たらんのみ 宜なり世の監獄改良を論ずる
 者先づ司獄官其人の選擇に論及せざる可なきなり
 人若し司獄官を人々に擬例するものあらば 典獄は其頭腦にして看守
 は其手足なりと云ふを得へし 故に頭腦たる典獄は行刑法運用上の妙
 味は其手足たる看守の行動に顕表す云ふべし 夫れ然り然らば頭腦
 如何に敏捷なるも手足として 若し麻痺するあらば人幹としての行動
 は爲し得べからざるか如く 看守にして適任の人物を得るにあらざる
 限りは頭腦たる典獄如何に敏達識の士なると雖も 終に手足麻痺の
 患者たらんのみ果して然らば 看守の人物如何に又監獄改良上に影響
 か及すや大なりと云ふべし 世の監獄改良を計劃する者宜しく上は頭
 腦たる典獄より下は手足たる看守に至る迄 等しく其選擇に留意すべ
 きなり

看守の選擇せざるべからざる夫れ如斯 然らば之が養成は選擇上の一
 方法として最も留意せざべからざるを信す 而して看守養成の方法實

東海 逸史

●同上

本間は最も看守養成の一良法にして 豈に法律規則の訓示而已に限り
 んや 其他の武術にまれ漢籍にまれ術も四人を統御する上に於て参考
 となるべき事項は時々應問を試み その月末に至り試験成績表なるも
 のを調製して 典獄の閱覽に供するときは典獄に於て大に参考になり
 すべき所 少からざる而已ならず誠にして看守養成の大良法にして一は
 以て看守を督勵し 監獄改良進歩の實蹟を擧ぐる所以なり 乎現に或
 る警察署に於て 如此方法を設け大に武術の練習法規則の訓解及び
 速記學の傳習簿籍の講義をなし努めて巡查養成の方法を講ぜり 吾人
 一則も早く本間の各地方に行はれんとを渴望して止まざるなり

●前號第六十一項

吉田 徳太郎

放免因歡迎は以て國權を保護するの行動なりとは 舊く學者の唱道す
 る處なり 然に此弊事たる如何にして能く矯正する事を得べき歟是れ
 本問の須臾く研鑽を要すべき價値の存する處なり

夫れ學者の唱道するが如く 果して放免因歡迎は國權を蔑如するの行
 爲なるが 余輩双手を擧げて學者の說に唱和する已面ならず司獄官たる
 ものには宜しく是れが矯正策を講ずるの 責任を有するものなる事を信
 ず然に不明の論者あり曰く 放免因歡迎は事監獄の外部に屬するもの
 なるを以て司獄官の與り知る處にあらず 恰も對岸の火災と一般視し
 て可なりと 余輩論者の一音を聽き感慨の情禁する不能しが嗟然たる
 事歟時なりき 而して余輩の如き司獄官無限の責任を有す即ち司獄官
 の責任は獨り在監囚徒感化の手段方法而已に止まらず 囚徒出獄後に
 於ける結果に就ても 尙ほ其責任の及ぼすべきものなる事を信認する
 論者にあつては(函館足澤源珠君の監獄責任論に敬服せざるにはあら
 ず)其出獄囚の身軀に纏繞せる總ての事柄に就て責任を負はざるべから

に數多なるべしと雖も 然れども本問の如きは最良方法あらざるなき
 乎余輩は双手を擧げて其最良法たるを請せんぞ

●同上

吉田 徳太郎

看守養成法は刻下監獄社會の一大問題に屬す 然に其聲の大なる割合
 に未だ養成方法完備の域に達せざるものあるは何ぞや 當局者たるも
 の看守養成の道を講ぜざるに基由するか 將た養成の言ふは易く行ふ
 の難きものあつて然る歟 免に角看守養成の忽にすべからざるは監獄
 社會の輿論にして余輩敢て此に頌々するを欲せざる處なり 然り然ど
 も本問の如きも其甚く處置し看守養成の 一助たりとの養成を得ば教
 導者の責任として此に一言せざるを得ず

反對論者或は言はん 今我監獄社會看守長の不足を懸し本然の職務
 を執行する上に於てすら 其間支障なきを保する不能るの秋に當り看
 守教養を以て 大目的とする深遠無難なる法律規則調度の任に就らし
 むるは 豈に忍びざる事ならんやと嗚呼勿言論者口を開けば曰く職務
 繁忙なり吾人其責に任する不能 曰く何曰く何々と繁雜は即ち職務の
 常なり職務繁劇を名として余輩に對抗を試るもの 自稱無難にあらざ
 れば愚者の言而已 況や萬能的看守長本然の實務を執行して尙ほ紳々
 として餘裕あり 加之看守教養は以て看守長任務中の最大責任に屬す
 べきものなるにあらずや

夫れ以上所説の如く果して看守養成は以て 刻下の急務に屬すべきも
 のとせば 看守の職業に法律規則を注射し所謂法律思想なるものを養
 成するを以て唯一の好良手段とすべし 彼の實務繁劇を備として本願
 を排斥するが如きものは職務に思なる人と云ふ 不能るなり夫れ當局
 者は余輩の卑見を採納するに吝なるなく 看守長諸氏は此所一番奮起
 進て其責任を全ふせらるゝや如何に

らざる故に放免因歡迎の弊事に付ても是れが矯正改良に勉むべきは
 司獄官更當然の義務にして彼の對岸の火災と一般視するが如きもの
 は余輩其職務に熱誠の士として賞揚し不能る所なり
 夫れ然り然ども余輩放免因歡迎の弊害を除却すべき最良手段ある
 を發見せず自ら其府甲斐なきを歎じて止まらずと雖も是れをして徒
 に時世の變遷に放任するが如き迂論に伴ふ不能苦しまされに左の意
 見を論ず素より其當否は暫く識者の判断に委せん而已

今日我國行刑制度より鑒察する時は一面に於ては體嚴なる自由刑を
 執行し其裡面には極制限的に社會的交通を許すを以て感化改良上最
 大の利益あるものとし彼の接見の如き書信の如き差入物品の如きも
 の皆是れが目的を達せんとの作用に外ならざるべし而して司獄官は
 宜しく此場合を利用し放免因歡迎の弊を矯正するの方針を確定し其
 間絶妙動作を爲すあらば良し此弊を矯正するの全きを得ざるも豈に
 小補なしとせん哉

而て尙ほ此弊を除却するに力ありとするものは則ち行政警察の取締
 に附せん事則ち是れなり而して出迎者に對する制裁如何は地方長官
 の見込により相當の取締規則を設け之に制裁を置くも可なり若し
 一般警察の部類に屬すべきものとせば中央政府に於て特に放免因出
 迎に關する取締方法を制定し全國統一的に施行せらるゝも可なり
 思ふに監獄改良の歩武を進むるに俱に放免因出迎の一事は以て社會
 の一大問題となるなき歟余輩は將來輿論の注意を喚起し社會の一大
 問題たらん事を今日に豫言して懼らざる處なり
 政府當路の諸公行刑は以て國家的事業中最大要務に屬する事を明瞭
 あらば放免因出迎の弊を矯正するの取締法を制定せらるゝ豈に時尙
 は早しとせん哉余輩政府の當路諸公に望み有志の士に訴て以て此弊

を除却するの一日も速かならん事を熱望する又切なりと云ふべきなり

●同上

山本 柳鵬

放免四出の弊害あるは之を認識すも雖も余輩不敏にして之が矯正の真寔なきに苦む問者は余輩が先輩として常に敬慕する所の人なり其胸中成竹の妙策あるを信す茲に矯正の真寔なきを訴へ以て問者の示教を待つ至願

●前號第六十二項 浪々生

有名なる大阪の洋々士は刑事被告人に小説本差入の許否如何との質疑を提出せらるる予輩不敏と雖も散士の如き監獄経験家(予が経験家と云ふは難歸上に於て之を知り得る)を以て此事ある予輩其意のある所を附度する能はざるなり、惟ふに散士の意、許可論者にあらざるなき予輩甚だ之を疑ふ、乍併予輩は他人の論は如何なるやを敢て追究するの要を爲さず一刀両断的に非許可論を主張せんす、而して其理由の如きは深く講究するを要せず、只早に刑事の被告人となり監獄に拘禁せらるる者の境界及び監獄規則が一般に看護書籍を許可する理由の存する所を推想すれば蓋し思ひ半ばに過ぐるものあり、敢て其不可なるを詳論するを俟たずして明かなるものあらん、最も監獄規則第三十二條第二項に於て、刑事被告人にして看護書籍を讀ふべきは總て之を許すとの明文ありと雖も予輩は其次項に於て新聞及時事の論説を記するものは此限外せられたるを以てするも、刑事被告人の看護書籍の内に就て小説本は無論不可なりとする理由を發明し得ん、抑も囚人及び刑事被告人に看護の看護を許可する所以の理由は懲罰的にあらざる消閑的にあらざるは勿論既往及び現在の境遇に追憶願慮せしめ修身齊家の道を悟了せしむるにあり、彼の法律命令書の看護を許すが

如きは大政府の命する所を周知せしめんとの意に外ならず、散士の云ふ所の小説本とは如何なる種類のものかば予輩之を知るを得ずと雖も小説本と云へば卑猥なる男女の痴情談にあらざれば、慷慨措く能はざる架空の無氣味の文字の羅列に過ぎずして其甲たるを乙たるを問はず慰撫辭の具となるは一般小説本の得色とする所なるを以て之を見るも在監中の被疑者をして、差入又は看護を許すの不可なることば予輩の確信して疑はざる所なり散士の間意果して如何に

●同上 吉田 徳太郎

現行監獄規則第三十二條の規定に依れば刑事被告人に對しては新聞紙及時事の論説を記するもの外相當手續を経たるものは看護し得るものと如し故に本問の如き假令小説本なりと雖も敢て看護し不能るものと見るを得べからず、然り然れども余輩監獄固有の主義則ち監獄規律保持の必要上より是を論究せんか其し刑事被告人なりと雖ども教育上左まで必要な小説本の看護を禁するを以て、其處置の得たるものとす故に典獄は之れが差入を嚴禁し看護の道を擁護するに蓋し其策の得たるものならん乎

而て此に一疑問あり當該裁判官の承認を経たる書籍にして監獄の規律を保持するの必要上看護を許すべからざるものと認む時は典獄は職權を以て是れを拒む事を得べきや否是れなり、余輩本件に就ては曾て其典獄の答に答ふるに典獄の職權を以て拒む事を得べきを以てせり知らず大方先種諸氏の卓見果して如何

以上余輩は監獄規則の規定に依れば敢て看護し不能るものにあらずと雖も監獄の規律を維持するの必要上斷然是れが差入を禁するを以て其當を得たるものとす問者他に就あるや如何に

●同上 山本 柳鵬

刑事被告人を拘置監に拘禁する目的は第一犯罪の持續を防止し第二罪證の隠滅を防ぎ第三判決の執行を保全するにありとす、故に刑事被告人を遇するに於て此拘禁の目的を阻害せざる限りは務て寛容的に待遇し以て被告人をして此拘禁の目的以外に痛苦を感じしめざらんことを要す果して然らば小説本差入の如きは之を許可するに於て何の不可かあらん余輩は刑事被告人に小説本差入を許可するに觀同を表するものなり問者説ありや否

●前號第六十三項 吉田 徳太郎

本問第二説は蓋し我輩 獄則施行細則の精神を得たるものならん乎然に余輩奇癖家を以て自ら許すもの先づ第二説第三説を排斥し第一説の尤も其正鵠を得たるものなる事を一言せんす、識者幸に突飛の奇論として排斥する勿れ

聞説監獄改良の先迷國を以て誇る某國司法省所管に係る監獄に於ては刑事被告人及無定役の囚人は斷然頭髮を刈理し、鬚髯を剃理する事を許さずと流石先迷國の監獄新くありて、こゝ余輩監獄の監獄たる趣旨を諒らざるものと賞揚して措く不能る處なり、我國の如き今設自由民權の聲高く漸く將に其餘波行刑の上に及ばんとする時に當つては同獄官たもの宜しく不羈獨立の精神を鼓舞し泰然として不動る事由獄も管ならざるの覺悟あるを要す、是れ司獄官の職中政黨なく亦自由改選勿ればなり者し夫れ司獄當局者にして世の風潮に逃び在監人待遇の處置を諒ららんか獨り監獄固有の規律を保持し不能る而已ならず延て行刑の主旨を到達し不能るの奇果を見るに至るなきを期すべからず當局者たるもの豈に蓋し戒する處なくして可ならんや本問題は余輩在監人然かも無罪純白を以て處遇すべしと云ふ彼の刑事被告人の待遇に重大の關係を有するものなるを以て斯く冗言とせば

知りつゝ一言したる而已識者幸に問題外なりと叱咤するを止めよ、是れより暫く本論に入らん

夫れ刑事被告人を拘置監に拘禁する所以のもの、唯一犯罪事件審理の必要に基くものなりとせば奈ぞ處飾的(然かも任意的)に頭髮刈理の如き鬚髯剃理の如き豈に其要なき事ならずや、況や犯罪事件の爲め犯人の逃走と其證據隠滅を豫防するを以て目的とするものなるに於てをや而て余輩當局者が第一説を排斥し第二説乃至第三説を採用し實行せられつゝある精神の差違に存するやを探究するに苦むと雖ども蓋し其基く處監獄の規律を維持し一面監獄の衛生を重んずるの趣旨に出でたるものと見れば夫れ大過勿らんか、夫れ余輩の懸測するが如く果して當局者の精神此にあるものとせば法は何故に刑事被告人に對し強制的に是れを勵行せしむるの規定を置かざりし乎何故に典獄に承認權を與へしに止り命令的に強制せざりしか、余輩は此點に就き暫く立法の趣旨を疑はざるを得ざるなり

然に或論者慨言として曰く、刑事被告人は乃公の認むるが如く無罪潔白の人を以て遇するの原則に基き須臾く法律の許す限り、自由を與ふるの精神に出でたるに外ならず、是れ獨り此事たる而已ならず書信の制限を設けざりし事、在監中白衣を着する事、食物差入購求を許す事、入浴定度の優なる事其他已決囚に比し、總て寛待せらるるの事項は枚擧に遑まらず、是れ皆な刑事被告人處遇の原則より生ずる結果にして敢て怪しむに足らずやと、嗚呼善説論者の指教余輩其説に従ふに否かならずと雖も若し余輩をして無禮講たる事を許さば、論者の說平々凡々或學者の燈灯もちも覺束なしと評せん而已、夫れ論者が刑事被告人を寛待するは無罪純白の人を以て遇するの原則に基きたるものとす、是ら善し總ての寛容的動作が此原則の範圍を脱せざるの主義に外

ならずとするは其誤見も亦甚だしと言はざるべからず 彼の刑事被告人の在監中自安を著するを得るが如き食物請求差入を自由にとせられしものも如きは其因て来る處 監獄經濟主義に基きたるものなる事を知らざるべからず若し今日我監獄經濟の是を許すならば 余輩は自衣を著せしむる事を禁制し一般に官衣を貸與するの能く拘禁の主義に違ふを知る 又食物請求差入等の自由を禁制し官給の食物を以て足れりとする事被告人に對し彼の異食論を主張するが如きものは余輩論者の賦てうもの一字だに解する不能の暗愚者を以て評せん而已然り然ども余輩如何に斷腸の氣を吐くも今日我國監獄の經濟は遺憾ながら余輩の意を滿たすの處作を許さず 余輩が尙ほ言はんとする處のもの胸を衝て来るものありと雖も今日の場合に於て斯々云々せよと迫る處のもの多くは彼の泰山を挟んで北海を超へよと言ふと一般なるを以て余輩今を言せず 只だ不明の徒が監獄を誤るが如き口吻を顯らして恬然不顧るを慨し此に一言したるに過ぎざるなり

而て現行監獄別施行細則が刑事被告人に對する鬚髮剃理の一事をして典獄に承認權を與へ其許否一に典獄の職限内に屬したるか如きは蓋し處務的頭髮剃理の如き鬚髮剃理の如きは 是れを許さるるを正則としたるものにはあらざるなき歟 若し夫れ立法者の精神をして余輩の見と其去る相違からざるものありとせば 余輩須臾く當局者の反言を請はんことす

問者詳々教士たるもの本按を提出するに至ては必ずや士の特性として奇抜の卓説あらん願くば士たるもの余輩の不明を解くの勞を厭ふ勿れ

● 同上

山本 柳 鷹

本問三說中余輩は其第三說に賛同を表する者なり 左に其理由を略述

らるゝに付附加の監視なきものとして本問に應ぜんこと宜しく遂に警察署に引渡す可し決して監視なき無罪純白なる其氏を監獄に留置するが如きとは法規の許さる所也と信ず問者は如何に思考せらるや

● 同上

吉田 徳太郎

長項は市町村役場に照會し引渡の手續を爲しつゝありと答へざるべからず而て假令如何なる事情ありとすも彼の別房に留置するものを除き刑期満了のものをして監獄に留むべからざるの理由に就き一言すべし

凡そ自由刑の執行を受けたるものにして其刑期満了せんか彼の一種特別なる別房留置人を除くの外當然解放せざるべからず實に監獄に於て刑罰の執行を終らんか囚人たるもの苟くも其氣息だに還すべきものにあらざれば刑期満了否刑罰の消滅に歸したるにも拘らず監獄内に止るものは彼の獨り終天の怨を呑んで地下に瞑目したる病死者の靈魂而已豈に監獄も亦無情の府ならずや而て今哉 至幸監獄改良を主張するもの先づ監獄衛生の重きを説き蓋し監獄をして慘憺の怨府たらしめざらんが爲め歟

夫れ以上の如く別房に留置すべき特種のものを除くの外刑期の満了と共に當然釋放せざるべからず而て實際本問の如き場合に遭遇せん乎監獄は前以て相當の措置をなし法定の所謂満期の翌日午前十時迄には必ずや解放に差支なからしむるを要す

尙ほ市町村役場は是れが引取を拒絶し不能の面已ならず囚人本籍地市町村役場の責務に屬すべき理由に就き大に説く處あらんとするも此は問者が質疑の目的にあらざるべきを以て茲に擧げず問者余輩の一言に承服するや如何に

● 前項第六十五項

吉田 徳太郎

せん 第一說、絶對的に散髮剃鬚を許さるは其何の理由に基くか知らずと雖も抑も刑事被告人を拘監監に拘禁するの目的より推考すれば散髮剃鬚を許可せしめて毫も拘禁の目的を阻害するものにおらざるなり果して然らば絶對的に散髮剃鬚を許さるは毫も其理由なきものと信ず

第二說、本説の基く處は容貌を變するときは他日豫審延等に於て對質等の時證人等に於て他人と見違ふるの恐れあるを以て可成元の姿を變せしめざるにありと云ふにあり然れども此説の薄弱採るに足らざるは其僅かに鬚髮を變せし爲め他日證人等に於て他人と見違ふる等の薄弱なる證人の証言は以て貴重なる人權の消長に關する裁判上の證據とするに足らざればなり且つや人自己が鬚髮を剃濯若くは蓄存するは其權能に關す法定を外にして何物か能其權能を侵犯せんや本説を主張する論者の如きは他日公延に於て證人等々人違をなすなきや等の杞憂に驅られて人權を侵犯しつゝあるを知らざるのみや、憫むべきの論者ならずや是れ余輩の本説を排棄して第三說に賛同する所以なり

附言余輩は散髮剃鬚に囚人を利用せずして押丁をして之を爲さしむべきを主張するものなり

● 前項第六十四項

山本 柳 鷹

本問の如き場合は被監視者は別房に留置すべく然らざる者は行旅人行倒れの場合に準據し取扱ふべきものと信ず

● 同上

東海 逸史

囚人放免に際し病氣にて一足たも歩行し難きときは無論別房に留置する者なれども本問を執視するに附加の監視なきものゝ如く感惟せ

本問題に就ては余輩曾て天外生なるものゝ間に答へたる事ありき亦南筑邊隔生VH生の諸氏已に論じて余輩なきも問者の所望歎しがたく再び其利害に就き攻究する處あるべし

凡う治獄家の戒むべし慎むべき事は苟くも法定の範圍を洩出して以て行動するの弊に陥るなきを要す況や刑下監獄改良熱の旺盛を極むる秋に於てをや若し夫れ治獄家にして偶々此改良熱に浮かされ獨り囁語を吐くに止まらば可なり之を實態に見るに至ては遂に今日に於ける我國監獄制度の趣旨を誤る面已ならず憲法違犯の行動なりとて難責せらるゝに至る治獄家たるもの豈に戒愆を加へずんばあるべからざるなり

夫れ我國行刑制度に於ては果して定役囚をして放免前若干日獨居房に入れ休役せしむる事を爲し得る乎 我監獄則典獄に是等の權能を與へ居る事を認むるの條項あるか恐らく現行監獄則に通ずるもの誰れか然りと答るるものは是れ勿るべし余輩又不明にして法律規則申此等の明文ある事を發見し不能なり夫れ然り而て法律規則中明文の明示す所勿らんか到底人力を以て之れを執行する事不能若し法律規則の明示す所なきに拘らず強て之れを執行する事不能若し法律規則の主義に相背馳する而已ならず司獄當局者たるもの恣意の責を免る事不能而て人動もすれば典獄の權能を以て是等の行動を爲し能ふが如き意見を抱くものあり豈に危險千萬ならずや余輩如何に典獄權能てうものゝ宏大なるやば知らずと雖も苟くも法定の範圍外に逸出し以て行動し得べからざるは自ら確信して疑はざる處なりVH生の所謂典獄は執行官にして立法官にあらざるなりとの警語豈に含味せずんばあるべからざるなり

以上本問は法律規則の認めざる事を一言せり 次序放免日迄雜居房に

置き其弊害の生ずるなきや如何に就き一言せん
夫れ今日司獄家をして犯罪の學校なり犯罪の養成所なりと迄絶せしめつゝある我國雜居制の監獄に於て放免前に至り俄に若干日獨居房に入れ休役を興へ沈思黙考せしめなば果して治獄上最大の利益を收得する事を得べきや余輩學理に照し實際に光し是れを見るに毫も其効果を奏せざるのみならず不善不真なる囚人に對しては反て彼れ出獄後に於ける犯罪の方法手段を講ずるの餘暇を興ふるも一般の結果を見るなきやを疑ふ余輩就て此に至り思はず戰慄す是れ余輩の怯懦なるにはあらざるなり司獄官は親切なり犯罪の養成に努力せられ尙ほ三日間方法手段を講ずる餘暇を興へらるゝとの觀念は彼れ不真不善なる囚人の抱く處ならんを推測したればなり
余輩我國の如き雜居制度の監獄に於ては此方法に因り感化改良の見込なき事を一言せり然らば如何なる制度の場合に當ては此方法に依り感化改良を促がし且つ弊害を防止する方法と認する事を得べきや又左に一言せざるを得ず

余輩が監獄制度の最上々の真制として信する處のものは分房制度則ち之れなり若し我國に於て是れが實施を見るの域に達せば然らば本間の如き姑息的問題を研究するの要もなげん而て痴呆者の多き社會の常として余輩の信する分房制度に就き非難を試るもの若し將來に惹起するあらば余輩は全力を振て以て痴漢を退治する事に斷獄せざる處なり
却說我國に於てせめて階級制の實施せらるゝの場合に至らんか此方法に因り弊害防止の効果を得る而已ならず治獄上最大の利益を得るものと信じて疑はざる處なり如何とされば階級制度は彼の思はし弊弊轉轉を助過し得べき真制度にして余輩の所謂不真不善なる囚

人は終始雜居房に入らずして止むの良方法を採用するの制度にあればなり此階級制度の下にある雜居より放免前若干日獨居房に入れ休役を興へ沈思黙考せしむるものは則ち改過遷善の情を顯はし出獄後社會良民的生活に耐ゆるの目的ある部類に屬すべきものなるを以て彼の犯罪の方法手段を講ずるが如き危険の虞なきものなればなり
余以上承々しく卑見を陳述す寺田凸田君卓見あらば三下り中を以て余輩の疑を聞くの勢を吝む勿れ

●同上 山本 柳腸

放免囚を解放時迄元の雜居房に拘禁するは害の夥多なるを知る故に放免數日前より放免房に獨居せしむるは良法なるべしと雖も其放免前二日若くは三日間休役せしむるは現行法の許さざる所なるを信ず何となれば徒刑、懲役、重禁錮は定役に服するを以て其本質とす故に二日若くは三日間休役を興ふるときは此二日若くは三日間は徒刑、懲役、重禁錮の執行にあらざればなり若し若し重禁錮第十八條を本條は之れ明かに一年即ち三百六十五日間に於て服役を免するの日を明定して此規定以外に限り休役せしむらざるを指示したるにあらざる有役囚に限り休役を興ふることは其刑の本質に於て既に之を許さず監獄則第十八條亦免役日を明定して限り休役せしむべからざるを指示す本間前段の二日若くは三日間休役を興へ放免室に獨居せしめ出監せしむる取扱をなしつゝあるものは如何なる論據のあるありて然る乎余輩の切に難んことを希ふ所なり故に余輩は二者何れをも讓せず二者を折申して休役を興へず放免數日前より放免房に獨居せしむるの方法を探らんこと問者誤同するや否や

●前號六十六項 吉田 德太郎

本間を發せられたる理由たるや益し我刑法則も監獄則の別房

置人なるものを認めざるに囂由するなきや而てとも別房留置人なるものは如何なる法律規則の規定に従ひ監獄の別房に留置すべきものなるやと云ふに已に讀者の認むるが如く僅に刑法附則の規定に基き監獄の別房に留置するもの、如し故に此別房留置人の處遇法に就ては舊く獄務家の胸臆を懐したる一問題にして余輩も我刑法法の認めざるものな監獄に拘束し自由を剝奪するの不當不真なる而已ならず其處遇法たる又以て囚人に準ずるが如きは不理の尤も甚しきものと斷言するを憚らざる處なり然り而て今日我國監獄に於ては大抵囚人に準じて其待遇を爲しつゝあるもの、如し余輩其由る理由奈邊に存するかを知らずと雖も蓋し當局者は主務者の指する處に従ひて囚人に準據し待遇を爲しつゝあるものにはあらざるなき歟
夫れ以上余輩の推測するが如く主務者の方針に従ひ囚人に準じて待遇を爲す者せば獨り獄則違犯の所爲に對し制裁を加ふ不能るの理由あらんや故に余輩は若し別房留置人にして獄則違犯の行爲あらんか當然監獄則規定の罰則に由り處斷し監獄の寧靜と秩序を保持するの必要なる事を信す問者若し監獄則規定の罰則に基き處斷するの不當なる事を主張せば余輩は根本已に誤れり校案豈に誤らざるの理あらんやと喝破せん而已問者幸に悟る處あるや如何に

●同上 東海 逸史

本間は斯道に於ける先輩之士坪井印南君著述せらるゝ看守服務要綱第九拾七頁の正文を茲に掲げ山本先生に答ふ

別房留置人獄則を犯したるときは如何なる處分を爲す乎監獄則中何等の規定なし蓋しその規定なき所以のものは別房留置人は監獄則に依らず刑法附則に依りて留置するものなれば監獄則には眼中別房留置人なるものを存せざるが故なるべし然れども之を監獄に

留置する以上は規律秩序を保持するため懲罰の股けなかるべし是を以て其懲罰は刑法附則と同時に代に行はれたる監獄則に依り減食の罰に處するを得べきものとせり之を嚴正に解釋するときは或は監獄則に明文なき區別を施すの嫌あるを免かれざる可し云々
●前號第六十七項 吉田 德太郎
余輩本項をして左の如く解釋するの正當なるを認む
當日の執行又は發送迄の時間を指したるものとす
理由
如何に愛憐旨義に基く死刑及び死別の場合に於ける特別接見なりと雖も蓋し其範圍を擴張見を許すべきものにあらず故に刑の確定せしより執行或は押送迄と云ふか如き廣義の解釋は本項の解釋としては其當を得ざるなきや余輩精神的に論究するの勇氣なきにあらずと雖も本間に對しては暫く是れにて御免を蒙らん

●質 疑

●第六十八項 在大阪 洋々 散士

(一)監獄の建築は二階若くは三階を可とするか將た平家を可とするや敢て湖江諸君の明教を仰ぐ

●第六十九項 同人 人

(二)監獄の作業は如何なる作業を以て最も可とするや但し何れの監獄にても普通に行ひ得べきものなることを要す

●第七十項 吉田 德太郎

醫師たるの資格なきもの(世俗の所謂代診なるもの)監獄醫務に従事する時は監獄醫務に就き如何なる定度迄其職權を及ぼす事を得べき

裁取て職者の高敷を乞ふ

●第七十一項

監獄外接近の場所に高燥の家屋 階樓より監獄の内部を望観し得べきもの(を建築するものに對し相當取締法はなき乎敢て諸賢の教示を望む)

●第七十二項

四人多人量進行中は一列進行と二列進行とは何れか能く紀律の全きか得べきか敢て實務家の意見を問ふ

●第七十三項

看守の夜勤辨當料は一夜金三錢を給與するものか如し然に徹夜辨當料としては其正額を得ざるやに考ふ各地方實際の支給額は如何

●第七十四項

放免囚人に若干の給與工錢を下附せり然る處該囚は(相應なる資産家に)給與工錢を受けずして監獄慈善の費用に義捐せんと謂ふときは典獄は之を許容す可きものなるや

●第七十五項

被監視人を警察署に押送せる途中該被監視人 押送 看守に情願せるに彼の家は余か如になり幸に貴官も知れるが如く本日寒冷に屬し風刀肌を切るが如し實に余が身体が破綻 連着うの寒に堪へず願くば彼に對り一着を借らんことを請ひしに看守之を憫みて許可せし所該人は大に喜び投じて一着を請ひしに偶々老母(齡殆んど八十余)あり出て一着を貸與せり而して後數日を經過し該家の主他方より還りて右の事狀逐一老母より耳にせしもの乎驚て(之を其筋に告訴したり)せばは法律上如何なる制裁を何人も受く可きものなるや(衣類の返還方を監視

獄に請求し來れりせば監獄はその衣類の返還を爲す可き義務あるや(看守は途中の模様詳細と官に上申し置きたり)

●第七十六項

監獄教誨の囚人作業上に及ぼす可き實力は何れに在るや

●第七十七項

命令と訓令とは如何なる差違あるや

●第七十八項

囚人及び懲治人の書信を取扱はしむるに二説あり

第一 看守の能筆にして才幹あり克く法理に通曉せるものを選抜して之に一任せしむ云ふに在り
第二説 囚人及懲治人に直接する工場詰看守をして之を取扱はしむるに在り
要するに第一説の理由とする處は人に能不能あり今能者を撰抜して之に一任せしむるは業務の統一手續の神速を計る云ふに在り第二の理由とする處は凡う人の性質心狀を看破するには尤も書信に在ります故に直接せる工場詰看守に取扱はしむるは彼らが平素の行狀を觀察する上に於て大に考論をすべき所あり之を詳細なる理由由れば明確に論議し併せて両者何れが實地取扱上便且つ利なるや敢て問ふ

●第七十九項

新に入監する者の携有貨物は典獄悉く点檢して之を領置し其物品は物品會計法に依て保管するの成規なれば朝か問然する所なしと雖も最初入監の際に所持品目録を付せず單に金物のみ送越する者ありて甚だ不紀律なり右に必ず目録を添て送付せしむべき者にあらざる

か若し目録を付せしむるものとせば其規則は如何又被告人の如きは警察署に於て所持品目録を作らざるべからざるか將に一旦裁判所に引續くものなれば裁判所に於て目録を付するものなるか若し又所持品目録を作るの規則なしとせば其規則を制定するの必要なきか

●第八十項

在監人に對する財産の有無は所有權を有するものに限り財産ありと調査するものなるか若し然りとせば中等以上の財産ある者の妻子の如き同居の家族にして戸主の庇蔭を受くる者も或は財産なし若くは赤貧とせざるを得ず是れ果して規則の精詳なる乎

●第八十一項

在松山 山木 柳 鵬
囚人規定以外に特別發信を出願したる場合典獄に於て必要と認めたるときは之を許可することを得るや

雜 報

●刑の執行方に付て

第一審裁判所の判決を取消し、らに刑を言渡したるとき其刑期は未決拘留中の日數と通算すれば経過消盡し仍は拘留日數の殘餘ある場合に於て其判決に附加罰金の言渡あるときは其殘餘の日數を折算し別に其罰金を徴収するに及ばざること既に備指令の存

する所なるか今茲に重禁錮罰金に處せられたる被告人あり更に重き罪發覺し未決拘留せられたる末有罪の判決を受けたるに被告人より控訴し遂に無罪となれり然るに右未決拘留日數は前の重禁錮の刑を超過し其附加罰金に折算するも尙は剩餘ある場合に於ては矢張り未決拘留日數を既決の刑に通算し其剩餘は仍は附加の罰金に折算するも妨げなきや否に付き其筋へ伺出られたる向もありしが右は重禁錮の刑期は其起算點一たひ定まりたる以上は餘罪發覺の爲め未決監に移さるも之か爲め其経過を停止すべきものにあらざるに付未決監に在る中刑期満限に至れば刑の執行を終りたるものと爲すべきは當然なれども其後未決監に在りたる日數は單に餘罪取調の爲めの未決拘留にして前きに言渡されたる罰金と關係なきものに付之を罰金に折算すべきものにあらざる旨訓令せられたり

●違警罪即決例中ノ保證金ニ關スル件

違警罪即決例中の保證金あるものは單に即決例に適用する場合に止するものにして換言せば正式裁判あるまでの擔保に過ぎずして既に正式の判決ありたる

以上は最早保證金の用を了へたるもの、如く考へらるれども右は其筋の意見に依れば唯たに即決例を適用する場合のみに止まらず後日正式の判決確定して被告人出頭せざる場合に於ては保證金を以て本刑に換ゆるも差支なきもの、如し。

●換刑處分後罰金徴收方の件

今酒造税則違犯事件に付き罰金六千二百三十八圓六十一錢に處せられたるもの限り内完全せざるに付輕禁錮二年に換刑せられたるもの、執行上に付ては從來種々の説に別かれ居る所なるが今其筋の意見なりと云ふを聞くに左の三説中丙説を以て妥當なりとするもの、如し記して参考に供す

(甲)六千餘圓の罰金と雖も二年の輕禁錮に換刑したるものなれば一年執行の後罰金を納め免禁錮を請求するに於ては他一年に對する罰金三百六十五圓(一圓を一日に折算して)を徴收することを得るのみ又二年執行し終るときは其剩る金額は徴收するの權なし

但し輕禁錮未執行前と雖も苟くも既に一旦換刑せられたる後免禁錮を請求するに於ては滿二年に對する罰金は(七百三十圓)を徴收し

得るのみ

(乙)二年の輕禁錮に換へられたるもの一年執行の後免禁錮を請求するに於ては一年に對する罰金三百六十五圓を扣除し其餘の五千餘圓を完納せしめざるべからず又二年の禁錮を執行せし後(該當七百三十圓)と雖も猶其剩る金額を納付せしむることを得るなり

(丙)二年の輕禁錮に換へられたるもの滿一ヶ年執行を受け之が免禁錮を請求する場合に在ては一ヶ年即ち三百六十五日を一日一圓に折算し(該當三百六十五圓)残り五千餘圓を完納せしむべし然れども換刑二年の執行を終れば其剩る金額は徴收するの權なし

●出獄者の身上調査の必要あり

出獄者の身上調査の事は最も犯罪の増減に關係を有し刑罰執行上の効果如何を詳悉するの具として甚だ其必要を認む此頃香川縣監獄署に於て明治廿五年一月より廿九年四月迄の出獄者の身上調査表を得たれば左に轉載せり其成績佳良にして刑罰執行の適切なるを見るに足る

●有松内務書記官の歸京

兼て九州各縣及三池集治監の警察監獄事務の巡閱に出張せられたる有松内務書記官は去月下旬其調査事項を終へ歸京せられたり其復命の如何は予輩之を窺ひ知るを得ずと雖ども就中各縣監獄の獄舎は概ね不完全にして改築新營を要する等の事は一見昭々たる事實なりと語られたり云々是に依て之を見れば同書記官の復命書中には監獄建築費國庫補助法の必要なる理由も恐らく其中に網羅せられたるへしと思考せらる

●故獄務教師逝去の五周年

回顧すれば明治廿四年九月廿一日は故獄務顧問フオンセー、バツハ氏の物故せられたる當日にして無情の光陰は茫乎として茲に有五年を経過しぬ本月廿一日神奈川縣監獄署若山典獄以下署員の面々相謀り横濱居留地外國人共同墓地なる師の墓前に奠し香花を供へ師の恩を追想せられたりと予輩頭を廻らし師が我帝國の斯事業の爲めに故國を措き天涯萬里の我國に於て逝去せられし事蹟を追想する毎に懷舊の情に耐へざるなり師の薰陶を受けられし獄務の當局者は予輩と同しく今昔の感に堪へざるべし敢て追悼の意

出獄者ノ身上調査表(明治廿九年)

行狀	最良者 一七	中等者 二五	不良者 一七	死亡 一七	特赦及假出 一七	實出獄者 二一
職業	勲功 一五	勤勞 一五	遊蕩 一五	徒食 一五	死亡 一五	二七
生活ノ度	中等以上 一三	中等 一三	中等以下 一三	下等ニシテ極メテ貧困 一三	死亡 一三	二七
家族ノ關係	不知 一四	通常 一四	極メテ親屬 一四	死亡 一四	一八	二八
世人ト交際ノ狀況	中等以上ノ良民ト交際ス 二三	通常良民ト交際ス 二三	通常以下ノ徒者ト交際ス 二三	死亡 二三	一八	二八
世人ノ信用	信用ヲ回復セシ者 一四	世人ノ信用ヲ回復セシ者 一四	更ニ世人ノ信用ナキ者 一四	死亡 一四	一八	二八
備考	本表ハ特赦及假出獄又ハ實業ヲ有シテ滿期出獄セシ者ノ身上調査ヲ所轄警察署ヘ照會シ其回答報告ニヨリ調査シタルモノナリ	一四	一四	一四	一八	二八

●監房の燈火に就て

を表すること然り

監獄に最も恐るべき變災は火災と風震災等はれなり就中風震の如き電光石火の瞬間に醸生する天變地異の災害に在つては之を豫知すること人智の能く及ぶ所にあらざれば姑らく之を咄嗟の處置に譲るとするも監獄内の火災に在つては當局者の注意の如何に依て能く之を防護し得べきこと勿論なりとす、故に監房内の燈火に就ては施行細則既に之を規定し監房の外に置き在監人をして手を觸れしめざるの注意を以てせり、然れども夜陰監房内に在つては種々の陰事の行はれ易きものなれば監房の燈火は又た充分全監内を照視し得る丈の設備あるを要す、然れども構造の如何に依り監房外に置きたる燈火を以て能く其目的を達せんこと實に難事にして監房の燈火及設備の場所如何に就ては從來當局者の間に苦心する所に於て今更予輩の贅言を俟たざる所なり、然れども開明の進歩は種々の便利器を發明輸入し來り昔日の油燈は變じて石油燈となり石油燈は進んで瓦斯、電氣燈となり一般に此便利器を使用するに至りしは掩ふべからざるの事實にして監獄内に在つても燈火に換

寄書

●地方典獄の位置に就て

他山生

ふるに電氣燈を以てするに至りし地方決して尠なきにあらず、然るを尙一步を進めて此便利なる電氣燈を監房内に使用するに至りては實に利便の極と云ふべきなり此頃聞く所に由れば警視廳巢鴨監獄支署に於て其筋の認可を経て監房内に五燭光の球燈一個宛を裝置せられたりと最も同監獄は總体煉化造にして床上十四尺以上の所にあれば手を觸るゝの危険なし加之ならず過度の流電あるときは自然に絶線する等の安全器の備へあれば危険の虞れ毫も是れなしと云ふと雖も予輩を以て之を見れば至極好案なるか如しと雖も今日社會上生活の程度よりするも將た危険を豫防するの点よりするも一般に之に習ふか如きことは最も省慮を要すべき点なるへしと思惟せり或は危険の恐れなしとの証言ありと雖も費用支出の点、監獄は刑罰執行の場所なりと云ふ点に於て聊か權衡を失するか如き缺如なき能はざるなきか

し其吏を得るの道は其位置を高め俸を厚ふるにありのみ價ひ卑ふして高貴物を購はんとするは山師的仕業に屬するが如し山師的仕業は時に或は意外の僥倖に當たらざるにあらざれども蓋し十中八九は其目的に齟齬するを常例とす故に眞に完成を期せんと欲する者は之を浮雲薄霧として手を出さざるなり近時大學出身の學士及高等試験を経て官職を望む者年々續出して需要者茲に山積を爲すにも拘はらず是等の名士未だ曾て獄吏たるを希望する者かとは何んぞや是れ價ひ卑ふして且つ前途の進路なきに由るものならん獄制の整備を圖り改良の彼岸に達せむには須らく人才の要路を開き少くも參事官と伯仲せしめ以て追々敏腕の名士に屬望心を喚起せしむること緊要ならん乎事務の發達は當局者の勢力に因る當局者の勢力は位置の如何に由るのみ有識者以て如何とするか

●監獄建築費

無名氏

今世紀の獄制に對し徳川家時代の夢想思念は田舎の愚農夫と雖も最早口にするを恥とすべし余輩は典獄の位置と職責と不適合なるを誌上に述べたること一にして足りざりしも今尙は依然たるを遺憾の限りとす斯道の爲め痛嘆に堪へざるなり

夫れ獄事の改良は其吏を得て而て後其成功を期すべ

第十帝國議會へ監獄建築費國庫支辨按を提出すべしとは新聞紙の報するところ政府果して其考案中なるや否は局外漢の固より知り得る所にあらざれども余輩は此風説の庶幾は信實ならんことを渴望に堪へざ

るなり抑も監獄費の性質より論ずるときは獨り建築費に限らず其全體の費用悉く國庫に歸せしむるの適當なるは今更喋々を要せず曩に政府案として提出せられたる理由書を一讀すれば明瞭なり然るに貴族院に於ては大多數を以て該政府案を通過せしめたりしに衆議院に在ては一種の感情的より掛引問題となり僅々二三十名の多數を以て此案を排斥することに至りしは實に斯道の爲め限りなき遺憾にあらざるも本案一度議場に於て打殺されたるは敢て道理の容れざる問題として輿論の爲めに打死したるものにあらず輿論は正に國庫支辨を同意せり唯だ下院の一部は自己の素望を遂ぐるの障礙物とし厚皮敷も國家社會の輿論に反對して政府及貴族院の大多數が是認する所の本案を斥けたるものなり然らば則ち道理の歸する所輿論の是とする所豈復再記せずして止まん乎他日必ず復又議場の公論に依て蘇生するの日あるは期して疑ひを容れざるなり形成既に此の如し此際暫らく漸進的方針を探り先以て第十議會に政府は建築費を復活せしむるに努むるは如何にも妙計にして國家經濟の基礎を論定する代議士たる者假令其分子に多少の感情を埋合するものありとするも此の折衷案

して免かるべからざるの數なり嗚呼亦治獄の改良を企圖せんと欲する豈に至難ならずや今假に囚徒雜居の制を改めて分房法と爲し其交通談話を杜絶せむか或は惡風に感染するの弊なきも荒涼寂寞の境は人情に反し却て精神を錯亂せしめ或は疾病を醸すの害を生するなきか論者は訪問を頻々せば精神病者を出さずと云ふ雖も這は畢竟其者の特性如何によりて存し一般に望むべからず元來人は共同生活をなすの性質を具有するものなれば之を獨房に拘禁するや其天性を害し却て精神を狂亂せしむるの媒因となるは争ふべからざる所ならん所謂前門に虎を防で後門に狼を入るゝに均し縱し論者に數百歩を譲り分房制の尺効あるも寸害なしと假定せんか實際履行し得べきは容易の業ならず假令實行し得るとするも我國今日戦後財政上許さざればなり然らば則ち之を如何曰く漸次再犯者を防壁するの法唯一あるのみ即ち徹々たる輕罪の初犯者及び未丁年者に條件付裁判の制を實施する是なり

凡そ條件付裁判の制とは刑の宣告を爲すと同時に或る一定の期限間刑罰の執行を猶豫し該期限内或る方法手段を以て犯人の學動を監視し若し期限内再び罪

にまで反對を試むるが如きことは之れなかるべしと信するに付き當局者は斷々乎として奮然提出せられむことを切望の至なり

●條件付裁判の効用を論ず

遊 讀

板垣内務大臣閣下が嚮に各府縣典獄を召集し諮問會に於て爲されたる演説を謹讀せば全國囚徒の内再犯以上の者七分を占むと云の事實あるは獄政の未だ宜きを得たと云ふ能はず云々と當時直接謹聽せられし典獄諸君の胸中果して如何にありしぞ殆んど想像の外ならんと推知す苟も獄事家を以て自ら任じ尠なくとも其末班に加はるものゝ須らく慚愧措く能はざる所なるべし否寧ろ我々に於て最上無比の輿奮判たり此機失ふべからず宜しく先づ以て獻身的精勵改良を要する點は忌憚なく之を上官に致し着々監獄の實力を表彰せんか招かず促かさずして彼の監獄費國庫支辨案も輿論に依り蘇生し從て議會を通過するは蓋し易々たるなり抑獄政の改良は一弊を矯め一害を除くを以て完全かりとするは恰も木に縁て魚を求め牡丹餅を喰て酔はんと欲するに異ならず其痴愚笑ふべきなり而して利弊相伴ひ得失相隨ふは事物自然の理に

を犯さざるときは先の宣告したる刑を免除し之に反し再び罪を犯すか若くは不法の所爲あるときは其刑を執行するものにして要するに自然的改過遷善再犯の虞なからしめんとするにあり今や其の利益を概言せば第一惡習に感染するの憂なく又刑餘の人として社會より擯斥せられ從て信用を失墜せしむるが如きこと甚だ大からざるが爲め廉恥を重んじ犯人をして自暴自棄の念を斷絶せしむるに至るなり其悔悟悔改を獎勵するの効顯著なる其結果一般に再犯者の増加を防遏するの妙案奇策にあらざるなきか論者亦曰條件付裁判の制は實益を認むるも我國今日の民度に適せずして大早計なりと斯る論者の眼中改良の明なく事物の進歩を忌み徒らに舊慣を墨守するもの、言のみ固より本論の好敵手として反駁を喋々するの價値なきものかり偶々感ずるあり淺學寡聞をも顧みず濫りに陳腐の説を弄し貴重なる紙面を汚したり讀者幸に咎むる勿れ

●臺灣監獄新築費に就て

臺灣 浪士

監獄の良否は建築の全不全に因るに非らず即ち司獄官其人を得るに在りとは近頃聞々學者實務家の唱導

する所なりと雖ども監獄の建築及び司獄官の養成は共に之れ鳥翼車輪の如く終始關聯偏傾する能はざるものにして敢て輕重すべきに非ざるなり如何に司獄官其人を得たりとするも構造にして不備不完ならしめば妙技も爲めに運用を失し敏腕爲めに活動の機なく隔靴搔痒の憾なき能はざるは勿論遂には其主旨を誤るに至らん今日學者實務家の説の因て起る所以の者は或は國會場裡に於て監獄費國庫支辨論を排斥せられ或は府縣會に於て監獄建築費を廢却せられ監獄建築の如きは當時既に地下に埋沒せらるゝの悲境に陥り社會の趨勢爾後數年を出づるに非らずんば復活蘇生する能はざるを察し更に歩を轉して然かく論基を固定するに至りし者ならん果して然らば之等學者輩と雖ども監獄建築の舉あるを聞かは何そ亦反抗を試むる者あらんや否寧ろ良建築を熱望する者ならん聞く臺灣總督府には同島監獄新築費として三百万圓を有すと余輩實に同島監獄の爲め之を慶すると共に亦其建築の姑息、一時的にあらすして今日万国斯道家建築の輿論否少くとも内地實務家建築の輿論及び内務省建築の標準等を參酌し以て百年の長計を劃せられんことを万希切望する者なり姑息的建築の如

きは余輩之を望まざるのみならず寧ろ小害を忍ぶも他日完成の機期熟するを俟たんのみ而して之か起工着手は本、來、兩年度中なるは決して疑なき者の如し今假りに新築費を全島監獄の數に等分すれば其額實に貳拾三萬有餘圓なり轉して之を内地監獄費に比較せば亦決して其少額に非ざるを信するなり然れども臺灣全島は一般良材に乏しく且つ運搬に便を缺くを以て直に之を内地監獄建築費に對比する能はずと雖も苟も監督廳及び當局者にして賢明卓見の士あらしめ實查攻究設計せしむるに於ては之か完備善良なる監獄を建築し得るは敢て辯を俟たざるのみならず刑罰の執行をして毫も遺憾なきを期せしむべきなり況んや内地監獄建築費の如く之を數年度に支出するが如き煩累なきに於てをや過般知友の報に曰く臺中縣臺中監獄は已に建築に着手し本年九月を以て落成の式を挙げ移監すへし而して之か建築時間は實に三ヶ月なりと大凡監獄事業上煩難困苦然かも周到緻密を要せざるべからざるものにして一步を過つときは忽ち千尋の深谷に轉落するの慘狀と均しく永く禍根を遺す者は監獄建築其者なりとす然るに臺中監獄の如く斯く短日月間を以て成效を遂く其步脚の疾走恰も

迅雷の轟くか如く余輩は之を以て往者秀吉が清洲の修壁及び洲股の築壘に比し優ること數等なりとし大に賞揚せざるべからざるものなり其建築の適否如何は今日之を知るを得ずと雖も他日大に論評する處あるべきなり爾后同島各監獄に於ても續々建築に着手せらるるや必せり嗚呼同島監督諸司及當路司獄官諸士と監獄建築の完否は實に行刑の効果を收拾するに於て絶大の影響を與ふる者なり僅かに數年を保持するが如き姑息的不完の建築たらば寧ろ着手せざるの勝れるに如かざるなり幸に同島監獄は一般建築費に豊富なり諸士夫れ何ぞ奮進孜孜之が審査攻究に勉めざる諸士夫れ何ぞ猛進姑息的建築を打破するの勇を鼓せざるや

●獄務の當局者に告ぐ

在駛馬 福田 霞山

獄務改良の聲は近時漸く其歩を進め來り今や社會の注視する處となり或は新聞に或は雜誌に往々獄務に關する事の記載あるを見るに至りたるは實に國家の爲め双手を舉げて欣賞せざるべからざる處なり斯くも社會の人獄務に關する志想の發達し來りたるのみならず現時の當局長官は斯道に熱心なる由にて萬事

意を改良の上に注がせらるゝ趣を傳承す此の好時機如何でか失すべけんや苟も獄務改良に心あるもの及び直接當局者は充分に其改良の真相を社會に發表して監獄感念の初歩たるべき人士に向ひ誘掖者たり教導者たるべきの義務を盡すべき必要を感せり若し夫れ此好時機好機會を失し是等の義務を有する當局者にして一朝誘導其宜しきを得ざらんか所謂先入は忽ち主となり再び何れの時を待て我監獄の改良を計らんや結局社會の冷遇を受け爲すなきの時に至り噫臍の悔何の効かあらん然り而して現時の實際に就て觀察すれば果して此の責任を盡しつゝある人我當局者間に幾分かある吾人は信す只其の職責の過らざるにのみ汲々として積極的に其の改良の進歩を計らざるの人多きを嗚呼如斯くして如何ぞ真正改良の實を舉げ歐米諸國の監獄と肩を双するを得んや將た他日内地雜居の曉に至り異國の人を拘禁するときには忽ちにして内情の汚點を看破せられ冷笑せらるるゝや必せり若し果して吾人が想像に畫くが如きとあらんか一部監獄の爲めに吾國光を毀損する亦尠ならず此の好機を利用して宜しく監獄内部の真相を障害なき限り事の大小を問はず物の長短を論せず摘發して

新聞に雜誌に掲載し以て世人をして獄務改良の必要なることを知悉せしめ前途遼遠なる千里の長程を一步も速に彼岸に達することを計らざるべからず然りと雖も亂進は初歩の基なれば宜しく其中庸を得て過るとなからんと切に希望して止まざる處なり敢て愚筆を弄し以て當局者に告ぐ乞ふ文の拙なるを捨て其意を酌せられんとす

●看守の懲罰に就て

在映馬 福田霞山

看守の懲罰は明治十六年四月廿日内務省達乙第十七號により明治九年八月五日同上達乙第九十二號巡查懲罰例を適用す而して各監獄にして之れが細則或は内規の如きものを設く其細則内規を見聞するに些細の事を摘發して之れを罰し嚴酷に過ぐるの傾あるを以て他日大に論ずる處あるべしと雖ども今は暫く措き今茲に一言せんと欲する處のものは近時何れの監獄も獄務に關する事項を摘録し監報或は月報と名け毎月之れを印刷に付し各監獄互に授受し以て幾分の參考に供せり然るに各監獄より送付し來りたる監報月報を繕はは數々同一の人にして度々懲罰を受くるも恬として恥づる色なく殆ど蛙面に於ける水に似て習慣

犯の囚人が處刑を受くるものゝ如き感なき能はざるものあるを見る抑も習慣犯者に對して裁判官が刑の宣告を爲すには罪と刑との權衡を量り僅かに一等を加ふるに止まるを以て屢々罪を犯すも僅々三四月の刑を受くるに過ぎざるものあり余は常に其刑の輕くして懲戒の効なきを慨嘆せり況や看守の懲罰にして之れに類するものあるに於てをや彌々黙せんと欲するも豈默する能はず此に愚筆を弄し貴重なる雜誌を汚すの止むを得ざるに至る夫れ惡漢なる罪囚を懲罰感化販善せしめざる可からざる監獄の吏員而も直接戒護の任に當り囚人の摸範たり龜鑑たり將た教導者たるべき看守にして前陳の如き人物あるは實に浩嘆に堪へざる所たり如斯く其職務を辱かしむる人物は到底囚人の摸範となるべき位置に立ち猛惡狡猾なる罪囚を遷善せしむる能はざるものと云はざるべからず宜しく猛省して可ならんか敢て同勤者の爲めに一片の衷情を表すること然り

●故障の判決に對する刑期起算

霞堂主人

次席判決に對し被告人が故障を申立たる場合に於て更に欠席判決の如く言渡ありたるときは何れの日よ

り刑期を起算すべきや是れ茲に研究せんと欲する問題なり

今日實際家の説は此場合と雖も故障は上訴にあらざるを以て後の判決日より刑期を起算すべきものなりと云ふ然れども余は此説に服する能はざるを以て之に反對して聊か論ずる所あらんとす

抑も刑期は裁判宣告の日より起算すべきものなりと雖も欠席判決の場合に在ては被告人拘禁せられざるを以て其間之を控除し就捕の日より刑期を計算するが理の當然あり故に實際逮捕の日より計算して刑の執行をかしつゝあり

然らば被告人が欠席判決ありたるを知り之れに對して故障を申立かるるときは如何法律に於ては此場合に於ける規定なしと雖も其故障の理由なくして更に欠席判決の如く言渡されたるとき後判宣告の日より刑期を計算する所以は上訴の例に準したるものと云はざるを得ず否らされば外に依るべき規則あるなし又被告人欠席判決言渡に對し故障を申立たるも後に其故障を取下げたるときは裁判所に於て之を受理したる日より刑期を計算せり是れ余が知る所の實例なりと雖も蓋し一般の取扱も亦此の如くなるべし

果して然りとせば此二點に於て已に上訴の例に準して計算するにも拘らず獨り故障申立の理由ありたるときに限り故障は上訴にあらざるを以て之に準するを得ず故に正當の理由ありたると否とに拘はらず後の判決日より刑期を起算すべしと云ふは實に背理の論法なるのみならず豈に酷論なりと謂はざるを得んや

或る論者は故障の場合に於ては故障の申立と共に欠席の判決は消滅するものなれば故障の理由如何に拘はらず後の判決日より刑期を起算すべきものなりと云ふと雖も素と裁判言渡は未必條件付に係るを以て後の裁判は前に溯り其効を有するは當さに法理の然らしむる所なりとすされば故障と雖も上訴の例に準して正否を別ち刑期を起算せざれば他に起算を立つるの途なかるべし若し論者の如く故障申立と同時に欠席判決消滅したりと云ふの理由を以て故障の當否を論せず後判宣告の日より刑期を起算するものとせば前記の如く故障の申立を取下げたる場合に於ける刑期起算方に確と差支を生ずべし何となれば一旦故障を申立たるにより欠席判決消滅したりと云へばなり或は其故障を取下げたるを以て始より故障なきも

のと看做すと云ふかも知るべからず若し然りとせば此場合は逮捕の日より刑期を起算せざるべからず然るに實際故障取下げの日より刑期を起算するにあらずや依是觀之は反對論者の説は一も採るに足らざるを以て故障申立の場合は上訴の例に準して正否を別ち或は逮捕の日或は後の判決日より刑期を計算せざるを得ず

故に本文の場合に在ては故障の理由あるを以て無論逮捕の日より刑期を計算すべきものなりと断定す余が多くの實際家に反對して此論を草するは敢て奇を好むにあらず研究して以て眞理を發見し疑なからしめんと欲するに在り請ふ博雅の諸君諒る所あれ

●余が解釋の誤りなきを示す

霞堂主人

余は本誌第七卷第四號の紙上に巡查看守給助例第七條の解釋を掲載せし處世に防東山人なる者あり前號の本誌上に於て反對説を唱へ曾て余が掲記せし或る論者に同意を表し終りに左の數言を陳述せり曰く假に主人の所説其當を得たりとせんか今一年一日勤續せし者あり之に對する祭祀料支給法は如何主人の論法より推及せば一時金と共に一年に對する増

給とを合せて支給するの奇觀を呈せん云々と勿論主人は一時金と共に一年に對する増給額とを合せて支給せんと欲す其之を合せて支給すと雖も聊か奇觀を呈するとなきのみならず解釋上事なる當然のとなりとす开は該條の文言及既に本誌に掲載せし余が解釋論を意味せば自から瞭然たるべし尙山人の迷を解かんが爲め頃日手に入たる其筋の伺指令を示すべし則ち左の如し

巡查看守給助例之儀に付伺

明治十五年七月太政官達第四十一號巡查看守給助例第七條祭祀料給額の儀は未職一ヶ年未滿にして死去するものは一時金十圓より少からず十五圓より多からざる額を給す滿一年以上一年毎に金三圓より少からず五圓より多からざる額を増給すと有之假令ば奉職滿一ヶ年にして死亡者あるときは一時金額に一ヶ年分を増給すべき義に可有之や又は滿一ヶ年迄は一時金額を給し二ヶ年より増給すべき義に可有之や疑義相生に候に付至急御指令相成度此段相伺候也

明治廿八年五月廿四日 福島縣知事

内務大臣宛

内務省指令甲第五三號

福島縣

本年五月廿四日巡查看守給助例之儀伺之件前項見解之通

明治廿八年六月三日 内務大臣

依是觀是益々余が解釋の正確なると知るに足る山人以て如何となす

●監獄令規の小冊必要

在大阪 洋々 散士

監獄則並に同施行細則を初め監獄に關する諸法律其他知事若くは典獄より發せられたる訓達は殘らず之を編纂し一小冊として活版に附し以て監獄に奉職する書記看守長を始め押丁授業手に至る迄之を一冊宛貸與し置かば常に之を繕讀し職務の執行を誤らざるや必せり若し如此方法を設けずして他日看守押丁に於て此等の規則に違反するや直に之を罰することあらば所謂教へずして罰するの道理なり然れども此の小冊を編纂するは甚だ困難なる事業あるが如しと雖ども能く其の方法を得ば又難きにあらざるべし散士は爰に其の編纂の方法を一言して以て當局者の參考に供せんと欲す

散士の考ふる所に依れば監獄に關する諸法律勅令其

筋の通達伺指令の如きものを一冊として其の部類は作業科或は囚徒に關すること若くは看守に關する事等を分類し其の目錄に依て直に搜索し得らるゝ如く編纂し又知事典獄より發せられたる訓達は更に一冊として編纂し其の分類の如きも亦目錄に依て一目瞭然たらしむる如くし時々變更せられたる事は鑿劍場若くは看守の食堂に掲示し朱書にて訂正することを命じ置き新に知事典獄より發せられたる訓達は到底小冊に記入する能はざるを以て單に訓示し若くは揭示し置き四五年毎に新に活版に附し前小冊を改正する事とせば職務執行上又大に利益あらん斯の如き方法を設け置かば假令此の規則に違反することあるも彼等看守押丁は敢て之を知らざりしとの抗辯を主張すること能はざればなり而して其の名稱の如きは前者即ち監獄に關する法律等を編纂したるものは監獄法規若くは獄務全書の名を附し後者即ち知事典獄の訓達を編纂したる小冊は何縣監獄令規等の名を附さば如何此等は只當局者の欲する所如何なる名稱を附するも敢て差支無しと思考す

附り此の貸與したる小冊は其の職務を辭したるときは返戻せしめ若くは紛失したるときは賠償せし

ひる如くし新に拜命したるものには更に之を貸與せらるゝ如くせられんことを冀望す然れども此等の事は大に費用を要することなるを以て直に實行する能はず故に費用の許す程度に於てせられんことを望むのみ

●謹而武生文君に答へ併て再び

匿名の弊に及ぶ 吉田 徳太郎

余輩東洋逸史匿名の非あるを慨する事已に久し而て偶々斯道先覺の訓誡に接し益々匿名の言責なきを憤慨し少なくも請ふ自隗始焉の響に做はんと余輩自ら揣らず敢て蒼蠅の勇を鼓して實名を明にして先輩諸氏に謝し爾來再び匿名の寄書を試みたる勿りき思ふに前號武生文君にして余輩を彈劾せられしもの蓋し余輩の謝罪文を通讀せられざりしに職由するなき乎武生文君若し幸に監獄雜誌第七卷第五號の寄書欄内末項を察閱せらるゝあらば余輩の心事如何を知るに足らん而て余輩此に再び匿名の弊に及ぶもの他なし近時監獄雜誌質疑應答の欄を見るに寂々々々として衰替の現象を呈せし者あるは何ぞや質疑問題の價値なきに因るか將た乳兒の戲謔に類するものとするか抑も他に此衰替を來たしたる原因あつて然る乎兎

に角獄務上唇齒の如く亦輔車の如き法理の研鑽と實務の攻磨とをして一日も等閑に附し去るべからざるものなる事を知らば須臾く先づ監獄雜誌の質疑應答の擴張隆盛を圖らざるべからず實に彼此交通機關の中心とも稱すべき質疑應答にして永く如斯衰替の淵に沈まんか余輩は何に因て法理を研鑽し實務を攻磨すべきか余輩の此欄の擴張隆盛を企圖する豈に夫れ偶然にあらざるなり
夫れ監獄の改良を圖らんと欲せば宜しく指南の轅車を驅て嚮路の資と爲さる可からず而て余輩の指南の轅車とするもの實に監獄雜誌の質疑應答にあり然に今日の如く微々として不振の現象にあるは蓋し有道の士是れを以て一片の茶話視するに因るか將た兒戯に類するものとし敢て顧みざるに因るか或否々有道の士質疑應答に重きを置かるゝは余輩に一步を輪せざるあるも此欄の今日の如く衰微を來たし余輩をして轉々慨歎に耐へざらしむるの理由たる他に深き原因あつて然るなきか是れ此に匿名の弊を再び言ふの不得止るに至る
以上の如く匿名の弊たる延て質疑應答の欄に衰替を致したるの原因なる事は此に明言する迄もなきも匿

名の宿弊として蓋に罵詈譎諷毀愚弄等卑猥極る文字を列ねて不顧得々然として嗜色あるは多く質疑應答の欄に於て此語弊あるを見る是れ余輩の匿名は以て質疑應答の衰頽を來たしたるものと極論する所以なり嗚呼匿名を以て盲動するもの豈に戒愼を加へずんばある可からざるなり(讀者は無責任の言論を吐く事に向て意見を表白)夫れ監獄雜誌寄書家諸君の内匿名を以て罵詈譎諷を事とするもの何を苦んでか實名を現はさざる余輩は實名の下に罵詈譎諷等の語氣を漏す人こそ瀟々洒々光風霽月も管ならざるの心潔あるものとして賞賛せん而已
尙ほ監獄雜誌上議論家として名ありし澗月庵主人廢眠主人溪洲報顔生金城生慷慨生沈默生等の諸氏絶て馨咳に接せず今何れにかある冀くば斯道の爲め有責任的に(則ち記名的)相變らず指教の勞を取れん事を余輩謹而竹生文君に答へ併て匿名の弊に就き一言する事爾

●暮雪庵主人の論説を讀む

吉田 徳太郎

凡そ別天地に棲息せしむる囚人に對して須臾く良習を養成すべしとは舊く獄務家の唱道する處にして

余輩亦た刑罰實收の目的を達するの手段として治獄上良作用の一に屬するものなる事を知る然り然れども余輩論者の説の如く彼の獄則違犯の罪体とも謂つべき包藏食物を金圓に引換領當するが如く或は犯則者に喫食せしむるが如き惡習慣を養成するが如き極端の感化主義を抱くものにあらず論者が包藏食物棄却沒收の英斷を恐怖する余輩其何の所以たるを知る不能るあり
夫れ論者も知りつらん彼れ囚人なるものは身を別天地に置き自由を剝奪し嚴正なる紀律の下に棲息するものなるにも拘らず獄則に反抗し恩惠的購求食物を包藏するが如き其所爲たる恩惠の優渥なるを不顧るも亦甚だしき罪奴と謂はざるべからず故に是等の徒に對しては個人的即ち階級的冷遇を加へ苟くも假借する處なきを要す而て包藏に係る食物の如きは斷々乎として沒收廢棄の處分を爲し彼れ囚人をして不正は正に勝つ不能不理は理に敵する不克るの觀念を養成せしむるを以て治獄上唯一の秘訣とすべし是れ囚人なるもの正理の何物たるを知つてこそ始めて論者の所謂犯罪撲滅の目的を達し得るものなればなり嗚呼論者習慣の貴むべきを説くは善し只だ極端に走る

の弊に陥るなきを戒しめよ嗚呼論者感化主義を抱くは善し只だ一方に偏するを戒しめよ世の感化主義に流るゝもの須臾く刑罰峻嚴の主義を忘るゝ勿れ以上説去説來らん歎治獄家にして感化に流れず懲茲に過ぎず中庸を得て治獄の實果を得んとする豈に夫れ難い哉豈夫れ難い哉語に曰く能游者溺と論者たるもの再思默考して可なり

監獄彙報

●遷善者の調査

再犯以上の罪人防禦を講ずるは近頃内相或任以來の希望なりしも其れがあらぬか同省警保局長職課に於ては在監人遷善者の人員等を詳細調査し昨日主任者より栗原秘書官の許迄奏出たる由(大和新聞)

●有松書記官の歸京

内務書記官有松英義氏は先頃出張を命ぜられて宮崎を除き九州各縣の警察及監獄事務を察視して一昨日歸京し昨午午前登省して松岡次官に復命したり氏の視察は随分微細又秘密の事務に關したるものがありて一々聞くを得ざるも物價騰貴の爲め巡查其他下給官吏の俸給不足なる事、監獄敷設せらるれば忽ち停車場に立番する巡查を要し船の出入所増せば水上警察の巡查を要する等世間の進歩に連れて

巡查の増員を要する事又監獄に於て看守其他の不足ありと見えねざるも到る處の獄舎概れ不完全にして改築を要する事は一見昭々たる事實なりと云ふ(東京日々新聞)

●監獄制度の改良

監獄制度改良の事に夙に唱道する者ありしも彼の板垣伯が内務大臣となりたる以來一層其實行を期せんとして此れが改良の第一着として監獄署建築費國庫補助法案を帝國議會へ提出の準備を爲し且就職後地方監獄の事に經驗ある人を採用して實行の任に當らしめんとの考なりしに今回の内閣變動に際し遂に現職を去ざる可らざるに至りたるも伯は辭表提出の兩三日前より茨城其他の諸縣へ省員を派して方監獄敷設の實況を視察せしめ居るのみならず在監者遷善の模範等をも詳細調査せしめたる程なれば假令伯が内務の椅子を去りたりとて直ちに其實行を躊躇するが如き事なく必ず自由黨をして第十議會に向つて其所説を貫かしむるに至るべし然らずんば伯は内務の椅子に着きたる爲め一時の人氣取に此の如き調査を爲さしめたるの議を免かれざるべしと評する者あり(自由新聞)

●刑事人類學會委員

客月廿四日瑞西國首都ゼーアに於て附會の答なりし萬國刑事人類學聯合會議へ出席の本邦委員小河滋次郎氏よりの通信に據れば氏は客月九日獨逸國柏林府を發してゼーアに向ひ同會議へ臨席の後各地の監獄制度を視察し本年十月十日再び柏林へ回りに來たる豫定なりとありたれば氏の歸朝は多分本年末頃なるべしといふ(日本新聞)

◎同情會出版廣告

●行刑新論全部出版豫告

本書の三分の二は既に譯出して獄事叢書紙面にあり然るに目下の一問題となりて當局者の參照となるべき出獄人保護問題の及ばず之を看んとを急促する事により終に全篇の翻譯を了し。以て之を豫約法により全部印刷を計畫せり尤も本書の需用未だ多からざるを思ふにより必要だけ印刷する筈なれば御入用の向は至急に御申込ありたし 定價金一圓 豫約の印刷製本實費は金六十錢なり 爲替は青山郵便支局へ御振込を請ふ

●天福堂 立 志 美 談

主人 編

定價三十錢
郵 稅 六 錢

本書は近古の志士立身家の美はしき談話をかゝる文を以て編輯せしものなれば家庭の教訓書にあてしよろしく、極て文章平易。細密なる挿畫あり。又囚人看讀の書籍として可なり、既に再版のものなり以て知るべし本書の需要多きを

東京府南多摩郡澁谷宮益町三十八番地

同 情 會

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

- 監獄雜誌
 - 全署内五名以上購讀ノ向ハ 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 - 一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ 前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ
 - 又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レテ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
 - 廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

- 監獄雜誌ヲ注文セラル、其ハ住所姓名(官衙ニ在職セラル、者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ケ可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙(一替)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、其ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通運便ニ付セラル、其ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、其ハ五厘切手一増割タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 貞

明治二十九年九月三十日發行

(明治二十七年二月廿六日逕信省認可)

發行人兼編輯人 磯村 貞
 印刷所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 海沼富太郎
 發行所 東京市四ツ谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會支會
 支會 東京市京橋區州開堀貳丁目一番地 明 教 社
 印刷所 東京市京橋區州開堀貳丁目一番地 明 教 社